



日本のトラック 輸送産業 現状と課題

JAPANESE
TRUCKING
INDUSTRY 2020



公益社団法人
全日本トラック協会

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



トラック輸送は、ドアツードアの利便性と迅速さやフレキシブルな対応を求められるわが国の輸送ニーズにとっても合致しています。鉄道、船舶、航空輸送など他の輸送モードにおいても、拠点から先の末端輸送などについてはトラックが担う必要があり、トラック輸送が国内物流の基幹的役割を果たしているといえます。また、消費者物流においても、宅配事業者による多様な配達サービスや、引越事業者によるさまざまな附帯サービスの提供など、サービスレベルや輸送品質の面でも高い評価を得ています。

このような日本のトラック輸送産業の市場規模は今や約14兆円と、「生活(くらし)と経済のライフライン」として、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっています。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの自然災害が発生した際も、トラックがその機動力を発揮して、大量の緊急支援物資を輸送するとともに、新型コロナウイルス感染症により、物流の維持が求められた際にも国民の「ライフライン=命綱」としての役割も担いました。

一方で、中小企業が99%を占めるトラック運送業界では、少子高齢化などによる若年ドライバー不足が深刻化し、大きな社会問題となっております。このような状況を打破するため、トラック運送事業における「生産性の向上」、「働き方改革」の推進など、官民挙げて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われ、平成30年12月には改正貨物自動車運送事業法が成立し、令和2年4月には法改正の柱でもある標準的運賃が告示されるなど、ドライバーの待遇改善へ一歩前進したところです。さらに、平成31年4月からは、働き方改革関連法が順次施行されました。トラック運送業界としても、現場で働くドライバーの豊かな労働環境の実現を目指し、積極的に取り組みを推進しています。

こうした状況の中、トラック運送業界は「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題とし、環境対策や労働対策などとともに、産業の将来に向けたさまざまな取り組みも進めています。

本書「日本のトラック輸送産業 現状と課題 2020」は、このようなトラック輸送産業の果たす重要な役割とともに、トラック運送業界の現状とその課題への対応について紹介いたします。

本書により、トラック輸送産業への理解と関心を更に深めていただくことを期待しています。

目次

第1部

トラック輸送産業の概況

物流の主役トラック

第2部

全日本トラック協会の取り組み

社会と共生し、環境にやさしい トラック輸送の実現

トラック輸送事業の 健全な発展のために

●国内貨物輸送とトラック	4
トンベースで9割、トンキロベースで5割	4
●営業用トラックの活動	6
トラック運送事業者の9割以上は中小企業	6
生産から消費に至る輸送活動	7
自家用に比べ輸送効率率は約9倍	8
消費者に身近な宅配便輸送	10
●トラック運送事業の経営環境	11
トラック運送事業の市場規模は年間約14兆円	11
各種規制により激変する経営環境	12
規制緩和以降、事業者数は1.5倍に	14
典型的な労働集約型産業	15
少子・高齢化の進展と若年労働力不足	16
燃料価格の動向	17
●トラック運送業界の課題等	18
軽減が求められる自動車関係諸税	18
トラックの高速道路料金	19
荷主や下請運送事業者との適正取引が課題に	20
トラック運送事業の長時間労働抑制に向けて	21
トラック運送事業の生産性向上に向けて	22
監査・行政処分を強化	23
●高度情報化社会を迎えて	24
ICT活用で輸送効率や安全対策を向上	24
ETC2.0の活用	25
●安全は最重要課題	27
飲酒運転の根絶、交通事故撲滅を目指し、各種対策を推進	27
ドライブレコーダの普及を促進	29
健康起因事故、飲酒運転の根絶	30
「準中型自動車免許」に取得助成	31
●労働災害の防止	32
労働災害防止への取り組み	32
安全運行を支えるトラックステーション	33
●地球環境を守るために	34
環境対策で数値目標設定	34
多様化する環境対策	35
大気汚染は十分に改善へ	36
石油代替燃料の普及に向けて	37
「トラックの森」づくり事業の推進	38
●適正化事業の推進	39
トラック運送事業の適正化	39
安全の証し「Gマーク」	40
●万全を期す緊急輸送体制	41
ライフラインとしてのトラック	41
●人材の確保・育成に向けて	44
人材確保・育成と教育研修	44
●中小企業の経営改善	45
原価管理の徹底による経営体質改善	45
適正取引推進へ「自主行動計画」策定	46
トラック運送事業者のIT化及び情報セキュリティ	47
求荷求車情報ネットワーク「WebKIT」の普及拡大	48
●消費者サービスの向上	49
引越輸送の信頼向上	49
●要望・陳情活動	50
業界の課題克服に向けて要望活動	50
●国際交流の拡大	51
世界各国の物流関係者と交流	51
●広報活動の展開	52
トラック運送事業への理解促進に向けて	52
公益社団法人全日本トラック協会の概要	54
都道府県トラック協会一覧	56

1 *トラック輸送産業の概況*

物流の主役トラック

国内貨物輸送とトラック	4
営業用トラックの活動	6
トラック運送事業の経営環境	11
トラック運送業界の課題等	18
高度情報化社会を迎えて	24

国内貨物輸送とトラック

トンベースで9割、トンキロベースで5割

わが国の国内貨物総輸送量は、トン数では年間約47億トン（平成30年度）、トンキロ※では409十億トンキロ（同）で、トラックの輸送分担率はトンベースで約9割、トンキロベースで約5割となります。

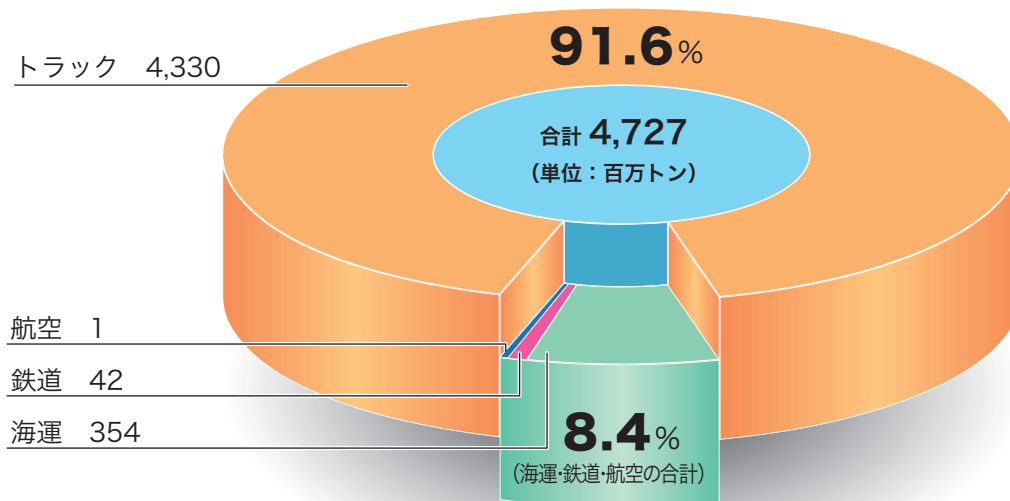
輸送機関別の推移では、トンベースで営業用トラッ

クが平成9年度に自家用トラックを上回り、以降は全ての輸送機関で漸減もしくは横ばいとなっています。

一方、トンキロベースでみた場合は、営業用トラックのみ増加傾向で推移してきましたが、平成18年に内航海運と並んだあと、双方とも減少または横ばいに

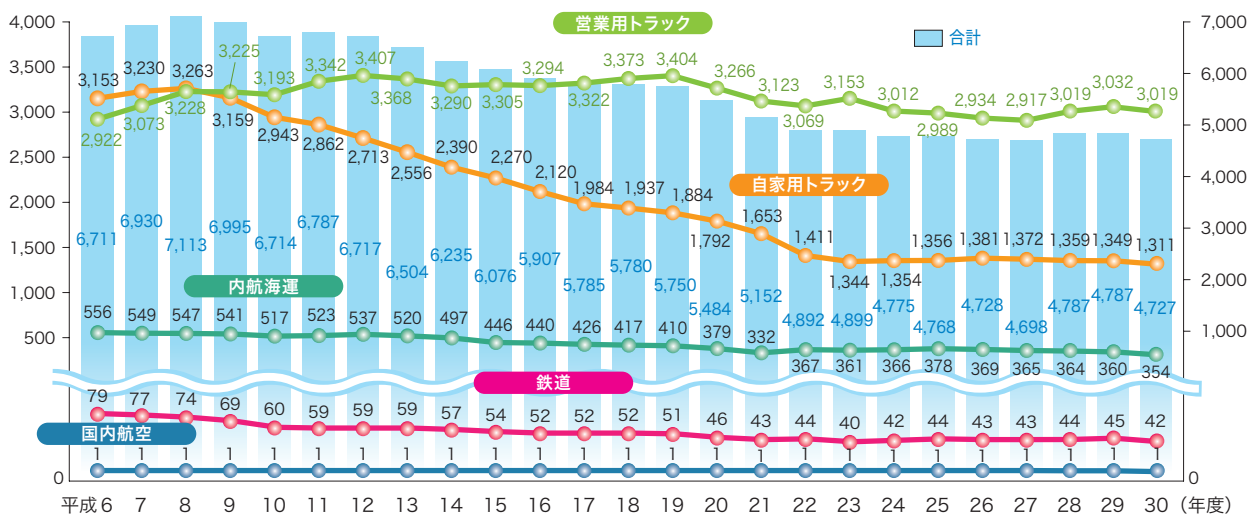
■ 輸送機関別分担率（平成30年度）

トンベース



■ 輸送トン数の推移

(単位：百万トン)



資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」ほか各種統計

(注)：1. 平成22年度は、23年3月、また23年度は23年4月の北海道運輸局と東北運輸局の数値を除く

2. 営業用トラックについては22年10月より、調査方法および集計方法を変更したことに伴い、22年9月以前の統計数値の公表値とは、時系列上の連続性が担保されないため、数値の連続性を図る観点から接続係数を設定の上、算出している

3. 合計は輸送機関別の百万トン未満を四捨五入後に計算したものである

なり、最近では双方ほぼ同じトンキロ数を示して推移しています。

さらに、リーマンショックによる世界的な金融危機と同時不況のために輸送需要が急速に減少したことから、平成20年度以降は全輸送機関で減少傾向もしく

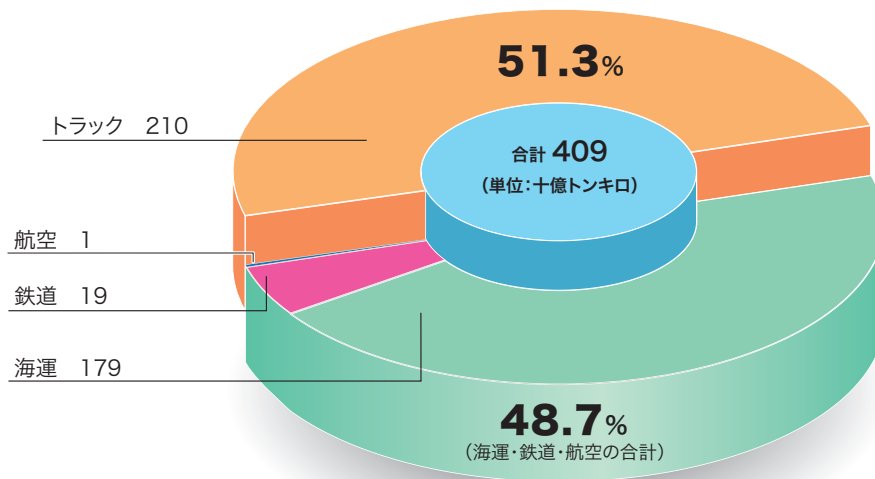
は横ばい状態にあります。

※用語解説

トンキロ=トン数に輸送距離を乗じてその仕事量をあらわした単位で、1トンのものを10キロメートル輸送したときは10トンキロとなる。

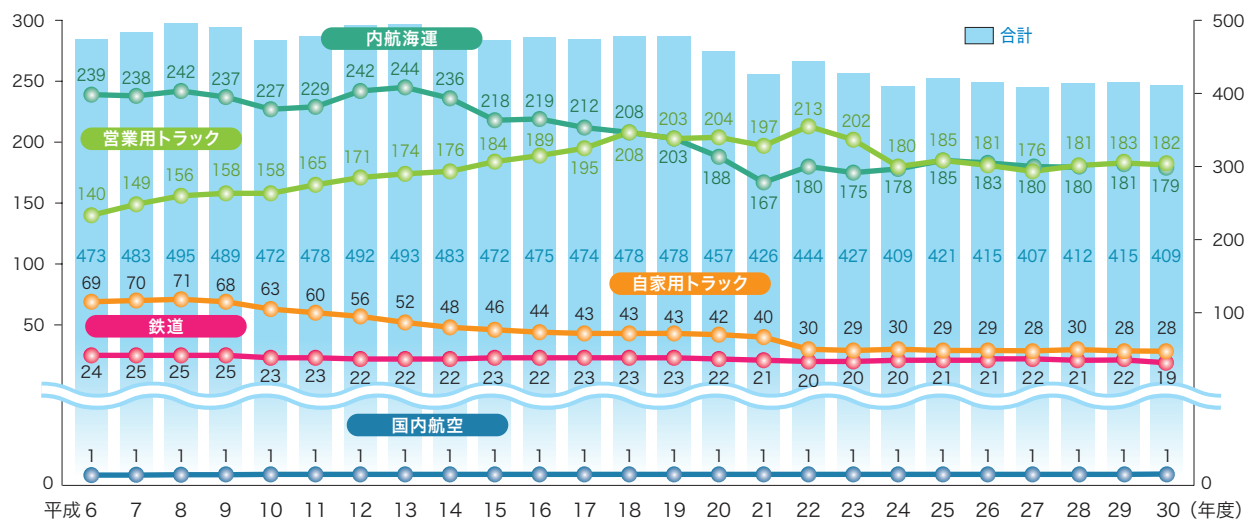
■ 輸送機関別分担率（平成30年度）

トンキロベース



■ 輸送トンキロの推移

(単位：十億トンキロ)



資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」ほか各種統計

(注)：1. 平成22年度は、23年3月、または23年度は23年4月の北海道運輸局と東北運輸局の数値を除く

2. 営業用トラックについては22年10月より、調査方法および集計方法を変更したことに伴い、22年9月以前の統計数値の公表値とは、時系列上の連続性が担保されないため、数値の連続性を図る観点から接続係数を設定の上、算出している

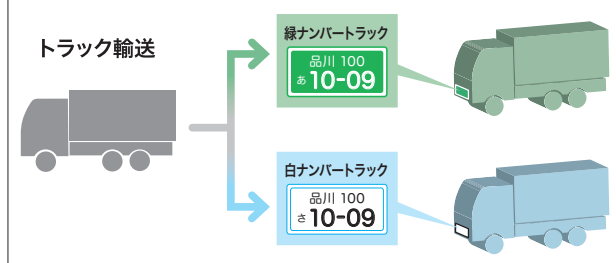
3. 合計は輸送機関別の十億トンキロ未満を四捨五入後に計算したものである

営業用トラックの活動

トラック運送事業者の9割以上は中小企業

トラック輸送には、自家の貨物を輸送する自家用トラック（白地のナンバープレート）と、他者の貨物を有償で輸送する営業用トラック（緑地のナンバープレート）の2種類があります。この営業用トラックについては、貨物自動車運送事業法で、事業形態が一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業に大別され、さらに一般貨物自動車運送事業のなかの一形態として特別積合せ貨物運送があります。

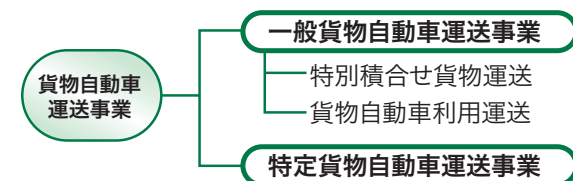
トラック輸送の形態



一般貨物自動車運送事業のなかで、不特定多数の荷主から集荷した貨物を、起点および終点のターミナル等の営業所または荷扱所で必要な仕分けを行い、その

ターミナル等の中で幹線輸送などを定期的に行うのが特別積合せ貨物運送事業です。宅配便はこの事業に含まれます。

運送事業の種類



特定貨物自動車運送事業は、品目ごとに荷主などを限定して輸送する事業です。

中小企業基本法では「資本金3億円以下又は従業員300人以下」の企業を中小企業と規定していますが、これによると、一般貨物自動車運送事業者の99%以上が中小企業ということになります。

トラック運送事業の規模別事業者数（平成30年3月末現在、単位：者）

車両規模別

業種	両	10以下	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501以上	合計
特別積合せ		8	8	13	24	64	73	62	40	292
一般		29,583	12,925	5,930	4,684	2,881	801	203	47	57,054
特定		360	25	7	6	2	0	0	1	401
霊 柩		4,523	136	28	20	5	1	1	0	4,714
計		34,474	13,094	5,978	4,734	2,952	875	266	88	62,461
構成比(%)		55.2	21.0	9.6	7.6	4.7	1.4	0.4	0.1	100.0

従業員規模別

業種	人	10以下	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～1,000	1,001以上	合計
特別積合せ		8	3	4	23	54	63	36	66	35	292
一般		26,267	14,137	6,566	4,956	3,476	1,241	257	121	33	57,054
特定		317	54	12	14	2	1	0	1	0	401
霊 柩		4,183	278	93	78	41	21	11	6	3	4,714
計		30,775	14,472	6,675	5,071	3,573	1,326	304	194	71	62,461
構成比(%)		49.3	23.2	10.7	8.1	5.7	2.1	0.5	0.3	0.1	100.0

資料：国土交通省

(注)：1. 各項目の構成比については、四捨五入しているため、合計と一致しない
2. 各表の特別積合せの計数は、一般の外数として計上している
3. 一般には霊柩を兼業している事業者を含む。霊柩は事業者のみ

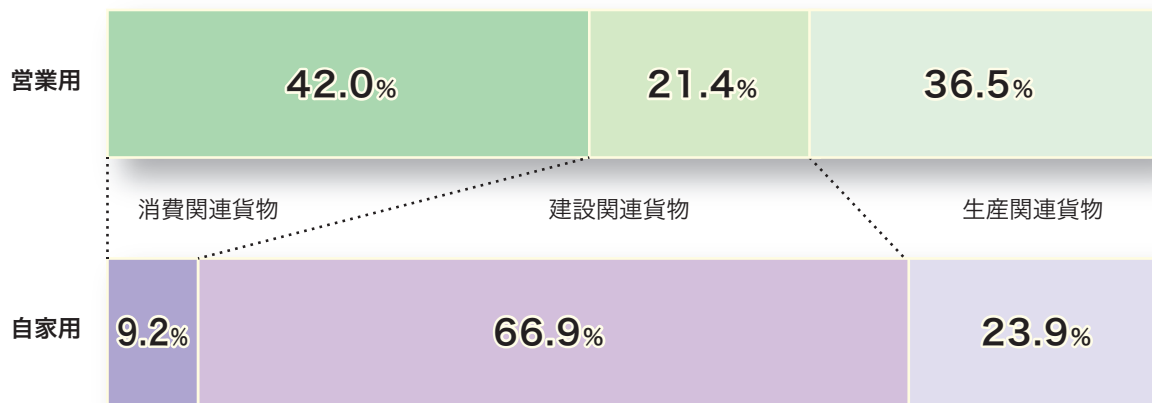
生産から消費に至る輸送活動

営業用トラックで運ばれる貨物はさまざまです。農水産品、食料工業品、日用品といった消費関連貨物が42.0%、木材、砂利・砂・石材、工業用非金属鉱物などの建設関連貨物が21.4%、金属、機械、石油製品などの生産関連貨物が36.5%となっています。

建設関連貨物がほぼ7割を占めている自家用トラックとは輸送品目構成で大きな違いがあります。

建設関連貨物がほぼ7割を占めている自家用トラックとは輸送品目構成で大きな違いがあります。

■ 営業用・自家用別品目別輸送トン数の構成比（平成30年度）



（注）：分類不能なものは除外

■ 営業用・自家用別品目別輸送トン数（主要品目、単位：千トン、平成30年度）

	品目	営業用		自家用		合計	
		数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)	数量	構成比 (%)
消費関連貨物	農水産品	156,048	5.2	57,025	4.3	213,073	4.9
	食料工業品	403,360	13.5	48,182	3.7	451,542	10.5
	日用品	300,584	10.0	13,021	1.0	313,605	7.3
	取り合せ品	400,170	13.3	1,512	0.1	401,682	9.3
	その他	160	0.0	888	0.1	1,048	0.0
	計	1,260,322	42.0	120,628	9.2	1,380,950	32.0
建設関連貨物	木材	91,080	3.0	46,813	3.6	137,893	3.2
	砂利・砂・石材	150,223	5.0	322,151	24.6	472,374	11.0
	工業用非金属鉱物	35,557	1.2	18,928	1.4	54,485	1.3
	窯業品	139,393	4.6	137,898	10.5	277,291	6.4
	廃棄物	141,086	4.7	308,546	23.5	449,632	10.4
	その他	85,851	2.9	43,133	3.3	128,984	3.0
	計	643,190	21.4	877,469	66.9	1,520,659	35.3
生産関連貨物	金属	151,708	5.1	33,857	2.6	185,565	4.3
	機械	349,132	11.6	80,020	6.1	429,152	10.0
	石油製品	59,568	2.0	37,548	2.9	97,116	2.3
	その他	534,900	17.8	161,444	12.3	696,344	16.2
	計	1,095,308	36.5	312,869	23.9	1,408,177	32.7
合 計		2,998,820	100.0	1,310,966	100.0	4,309,786	100.0

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」より作成

（注）：1. 数値は原則として単位未満で四捨五入してあるため、合計と内計は必ずしも一致しない

2. 軽自動車を含まない

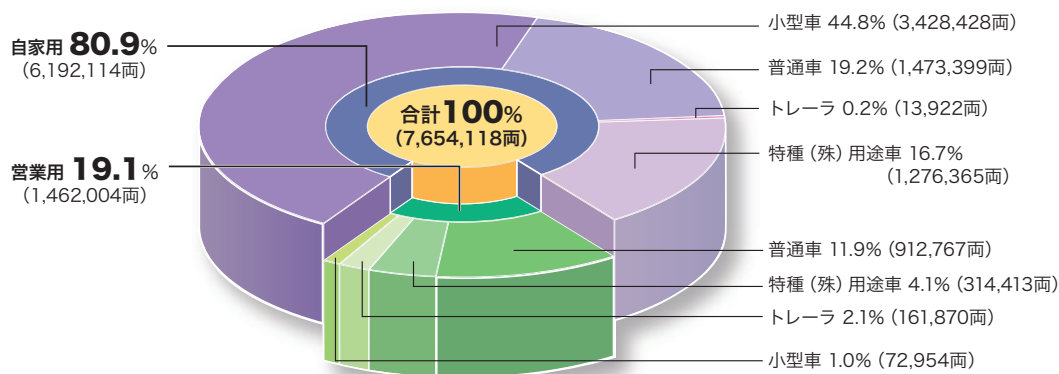
自家用に比べ輸送効率は約9倍

平成30年度にわが国で登録されているトラック車両数の合計はおよそ765万両です。このうちトレーラを含めた緑ナンバーの営業用トラックはおよそ146万両で、全体に占める割合は19.1%になっています。平成30年度の営業用トラック輸送分担率をみると、輸送トン数ではトラック輸送量全体の69.6%を占め、自家用トラックとの差は広がっています。

また、輸送トンキロ分担率では、営業用トラックが86.7%の輸送を担っています。

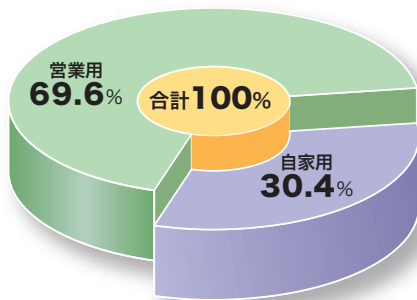
稼働効率の指標である「実働1日1車当たり輸送トンキロ」でみると、営業用トラックは自家用トラックのおよそ9倍の輸送効率を示しており、環境負荷の低減、消費エネルギーの削減、トラック積載率向上の観点からも自家用から営業用への転換が進んでいます。

■トラック車両数の割合（平成30年度）

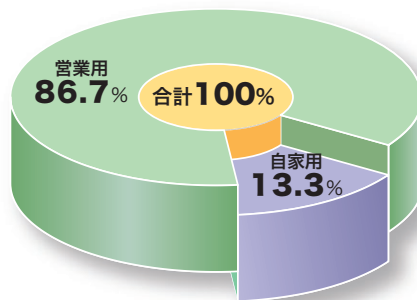


資料：自動車検査登録情報協会「形状別自動車保有車両数」

■トラック輸送トン数の分担率（平成30年度）



■トラック輸送トンキロの分担率（平成30年度）



資料：国土交通省（注）：軽自動車を含まない

■自動車保有車両数〔道路運送車両法による分類〕の推移（単位：両）

区分 年度	総計	トラック								
		普通車			小型車			トレーラ		
		営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計
平成26	80,670,393	864,000	1,435,643	2,299,643	72,846	3,496,353	3,569,199	149,524	10,790	160,314
27	80,900,730	872,863	1,444,268	2,317,131	72,581	3,466,101	3,538,682	151,588	11,430	163,018
28	81,260,206	886,505	1,453,320	2,339,825	72,328	3,451,829	3,524,157	154,526	12,028	166,554
29	81,563,101	898,780	1,459,231	2,358,011	72,399	3,436,213	3,508,612	158,111	12,798	170,909
30	81,789,318	912,767	1,473,399	2,386,166	72,954	3,428,428	3,501,382	161,870	13,922	175,792

営業用・自家用別輸送効率の比較（平成30年度）

項 目	単 位	営 業 用	構 成 比 (%)	自 家 用	構 成 比 (%)
走 行 キ ロ	百万km	59,784	49.6	60,725	50.4
輸 送 ト ン 数	百万トン	2,999	69.6	1,311	30.4
輸 送 ト ン キ ロ	百万トンキロ	182,086	86.7	27,977	13.3
実 働 延 日 車	百万日車	304	41.6	426	58.4
実働1日1車当たり走行キロ	km	196.64	—	142.51	—
トン当たり平均輸送キロ	km	60.72	—	21.34	—
実働1日1車当たり輸送トンキロ (輸送トンキロ÷実働延日車)	トンキロ	(A) 598.90	—	(B) 65.65	—
輸 送 効 率 格 差 (A / B)	598.90/65.65=9.12倍				

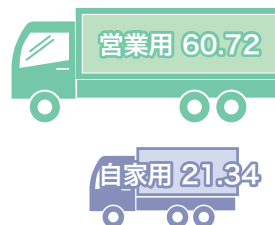
資料：国土交通省

(注)：普通車、小型車、特種（殊）用途車の合計

実働1日1車当たり走行キロ (単位：km)



トン当たり平均輸送キロ (単位：km)



実働1日1車当たり輸送トンキロ (単位：トンキロ)



資料：国土交通省

(注)：普通車、小型車、特種（殊）用途車の合計

自動車保有車両数〔道路交通法による分類〕（平成30年度、単位：両）

自動車の種類			営業用	自家用	合計
大型自動車	車両総重量11トン以上 または最大積載量6.5トン以上	貨物自動車	458,186	160,614	618,800
		特種(殊)用途車	123,385	173,904	297,289
		小計	581,571	334,518	916,089
中型自動車	車両総重量5トン以上11トン未満 または最大積載量3トン以上 6.5トン未満	貨物自動車	371,221	1,051,308	1,422,529
		特種(殊)用途車	147,881	505,657	653,538
		小計	519,102	1,556,965	2,076,067
	上記のうち 車両総重量8トン未満 または最大積載量5トン未満	貨物自動車	362,698	1,038,606	1,401,304
		特種(殊)用途車	141,954	422,132	564,086
		小計	504,652	1,460,738	1,965,390
普通自動車	車両総重量5トン未満 または最大積載量3トン未満	貨物自動車	156,314	3,689,905	3,846,219
		特種(殊)用途車	43,147	596,804	639,951
		小計	199,461	4,286,709	4,486,170
トレーラ(道路運送車両法による分類と同じ)			161,870	13,922	175,792
合計			1,462,004	6,192,114	7,654,118

資料：自動車検査登録情報協会データより独自作成

(注)：1. 軽自動車を含まない 2. 平成31年3月末現在

特種（殊）用途車			トラック合計					
営業用	自家用	計	営業用	構成比 (%)	自家用	構成比 (%)	計	構成比 (%)
294,912	1,230,332	1,525,244	1,381,282	18.3	6,173,118	81.7	7,554,400	100.0
300,159	1,240,422	1,540,581	1,397,191	18.5	6,162,221	81.5	7,559,412	100.0
306,246	1,253,773	1,560,019	1,419,605	18.5	6,170,950	81.5	7,590,555	100.0
310,890	1,265,933	1,576,823	1,440,180	18.9	6,174,175	81.1	7,614,355	100.0
314,413	1,276,365	1,590,778	1,462,004	19.1	6,192,114	80.9	7,654,118	100.0

車種区分
普通車
小型車、軽自動車、特殊用途車以外(1ナンバー)
小型車
総排気量2000cc以下(軽油および天然ガスのみを燃料とするものは除く)で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(4ナンバー)
特種（殊）用途車
冷蔵冷凍車、クレーン車など(8ナンバー)、ボルトトレーラなど(9、0ナンバー)

消費者に身近な宅配便輸送

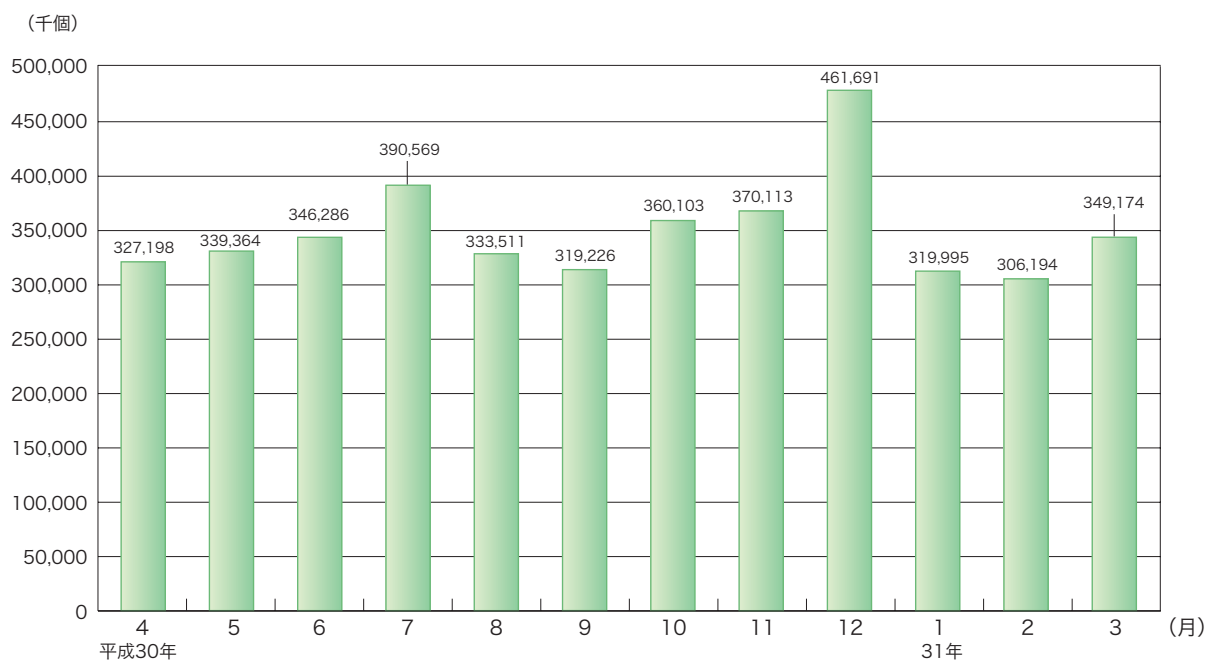
消費者にとって、もっとも関わりの深い輸送サービスは宅配便輸送といえます。

宅配便は、取扱個数が年々増加し、平成28年度に初めて40億個を超え、平成30年度では約43億個となりました。明確な運賃や手軽さに加え、配達時刻の細かな指定や温度管理など利便性の高いサービスが広く消費者の支持を得ています。また、テレビやインターネットなどの通信販売を利用して商品を購入する際の代金引換サービスも、消費者が安全、確実な取り引きを行う上で、重要な役割を果たしています。最近では大都市間の当日配達も実現するなど、サービスの高度化が進んでいます。

通販市場は、インターネット通販やテレビショッピングの利用数の伸びにより拡大を続けており、このような多様な物流サービスが現在の通販市場を根底で支えています。また、商品カタログやパンフレットなどを配送するメール便サービスの取扱量も、この数年で拡大傾向を続けています。

その一方、近年不在による再配達が課題となっており、配達員の不足というトラック運送業界全体にも共通する問題とも重なり、再配達によるムダをなくすため国土交通省は、検討会を設けて受け取りの多様化を促進する考えです。

■ 宅配貨物の月別取扱個数（平成30年度）



資料：国土交通省「トラック輸送情報」（注）：宅配貨物取扱事業者は14社の合計

■ 宅配便等取扱個数の推移（単位：万個、冊）

年度		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
項目	宅配便	313,694	321,983	340,096	352,600	363,668	361,379	374,493	401,861	425,133	430,701
	メール便	513,278	524,264	533,892	547,135	563,772	546,425	526,394	528,960	527,599	502,112
計		826,972	846,247	873,988	899,735	927,440	907,804	900,887	930,821	952,732	932,813

資料：国土交通省（注）：1、宅配便取扱個数は、宅配便名ごとにその便名で行うトラック運送および航空等利用運送事業の取扱個数の合計。
また、日本郵便株式会社については、航空等利用運送事業に係る宅配便も含めトラック運送として集計している
2、平成28年度以降の宅配便取扱個数は、28年10月から宅配便取扱個数に含めることとした日本郵便株式会社が扱う「ゆうパケット」を含む
3、平成29年度については、佐川急便株式会社において決算期の変更があったため、29年3月21日～30年3月31日（376日分）で集計

トラック運送事業の経営環境

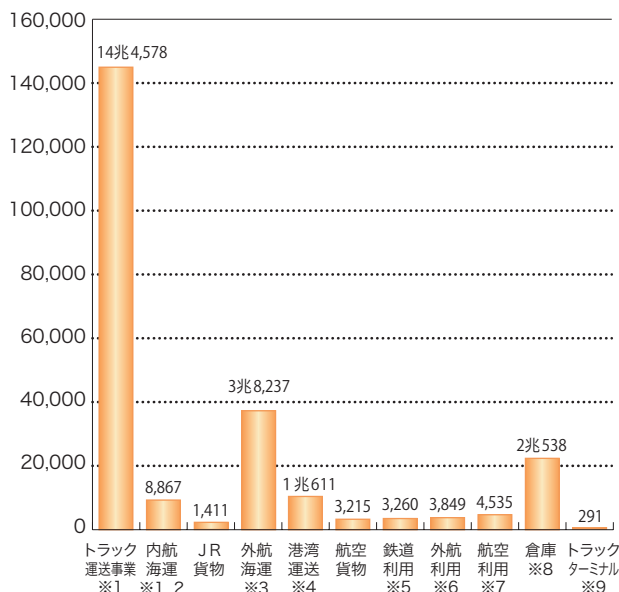
トラック運送事業の市場規模は年間約14兆円

トラック、鉄道、外航海運、航空、倉庫など、わが国の物流事業全体の市場規模はおおよそ24兆円です。

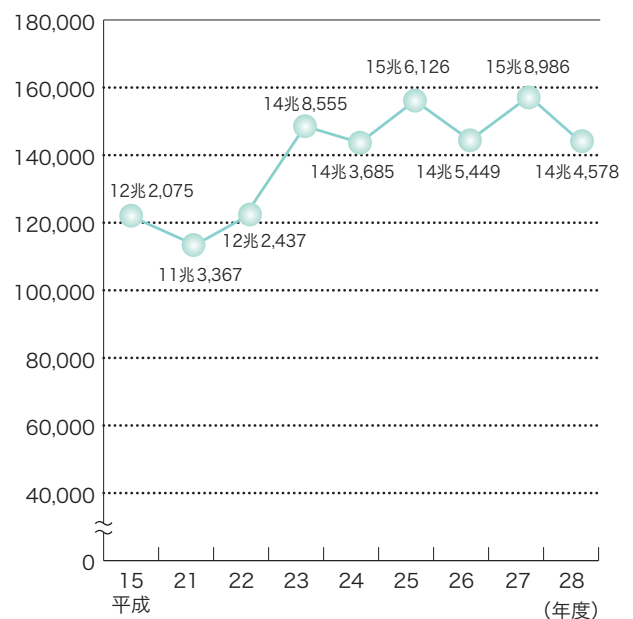
このうち、トラック運送事業の市場規模は、平成

28年度において14兆4,578億円で、物流市場全体の約6割を占めています。

■ 物流業の事業分野別営業収入(平成29年度、単位:億円)



■ トラック運送事業の営業収入の推移 (単位: 億円)



資料：国土交通省、日本物流団体連合会「数字でみる物流 2019」

(注)：※1＝平成28年度の値、※2＝報告書提出事業者687者分、※3＝報告書提出事業者164者分、

※4＝報告書提出事業者659者分、※5＝報告書提出事業者546者分、※6＝報告書提出事業者376者分、※7＝報告書提出事業者129者分、

※8＝推計値、※9＝兼業事業を含む

各種規制により激変する経営環境

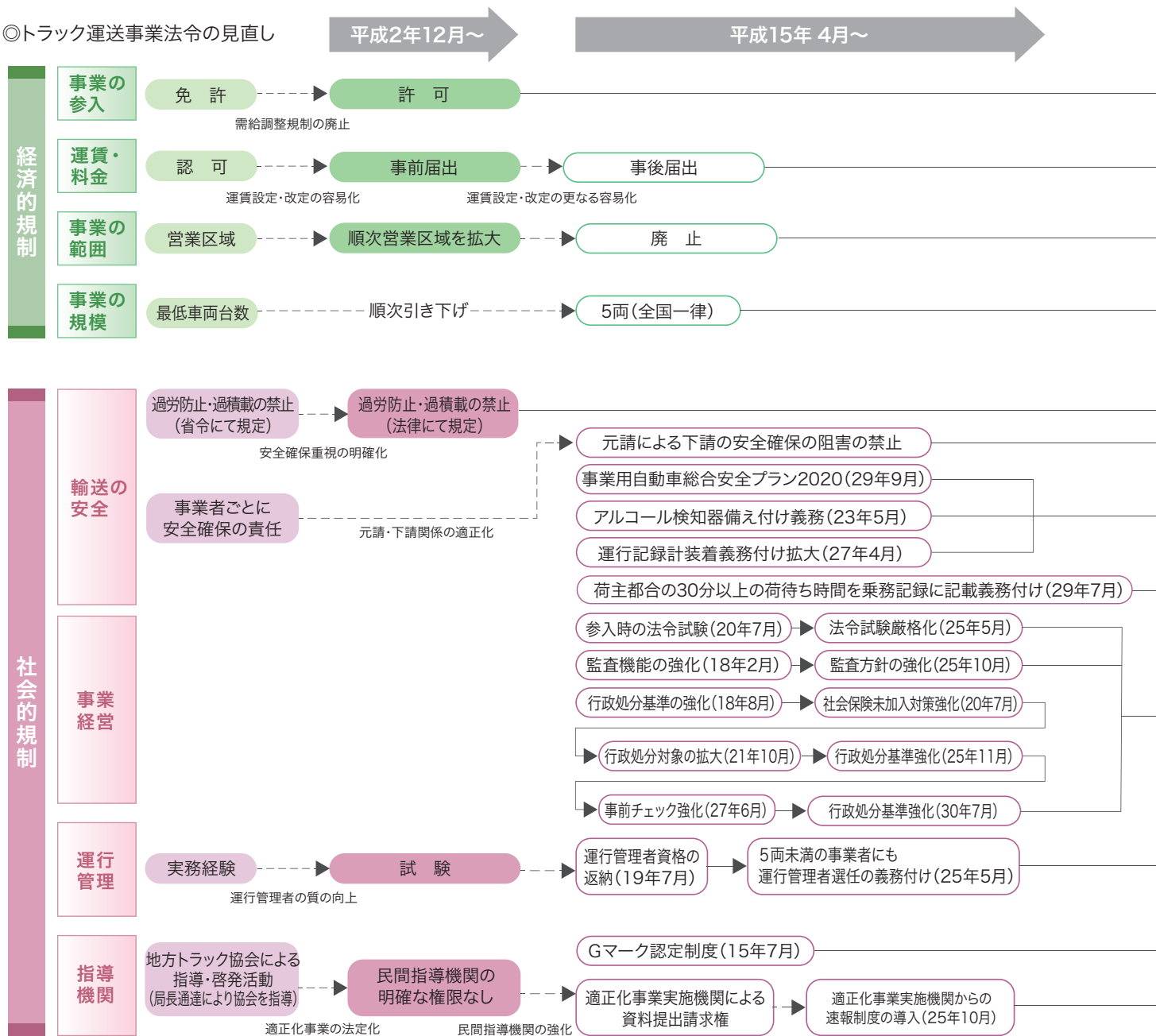
平成2年12月に施行された物流二法は、新規参入事業者の急増ならびに市場競争の激化をもたらしました。平成15年4月には自由な経済活動の環境を前進させるため、貨物自動車運送事業法が改正され、経済的規制が更に緩和されました。その後、公平な

競争条件に向けた事後チェック体制の強化が順次図られました。

また、平成30年12月には、働き方改革の実現を図るためにトラックドライバーの労働条件を改善することを最優先と位置づけ、そのための規則のあり方

事業規制等の動向

◎トラック運送事業法令の見直し



資料：全日本トラック協会

を見直すために、貨物自動車運送事業法が改正されました。同法改正は、トラック運送業界の要望を受け、議員立法で成案したもので、「規制の適正化」「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」「標準的な運賃の告示制度の導入」といった、トラッ

クドライバーの労働条件改善とトラック運送事業の健全化に資する措置を早急を実施していくための施策が盛り込まれています。

改正事業法の適切な運用が図られるよう、全ト協では、関係省庁と連携し、積極的に対応していきます。

令和元年 6月～

標準的な運賃の告示(令和2年4月)

荷主対策の深度化①荷主の配慮義務の新設②荷主勧告制度の強化③国交大臣による荷主への働きかけ等規定の新設(令和元年7月)

事業者が遵守すべき事項の明確化①輸送の安全に係る義務の明確化②事業の適確な遂行のために守るべき義務の新設(令和元年11月)

荷役・附帯作業を乗務記録に記載義務付け(令和元年6月)

規制の適正化①欠格期間の延長等②事業許可の基準の明確化③約款の認可基準の明確化(令和元年11月)

適正化事業実施機関からの速報制度の強化(令和元年11月)

規制緩和以降、事業者数は1.5倍に

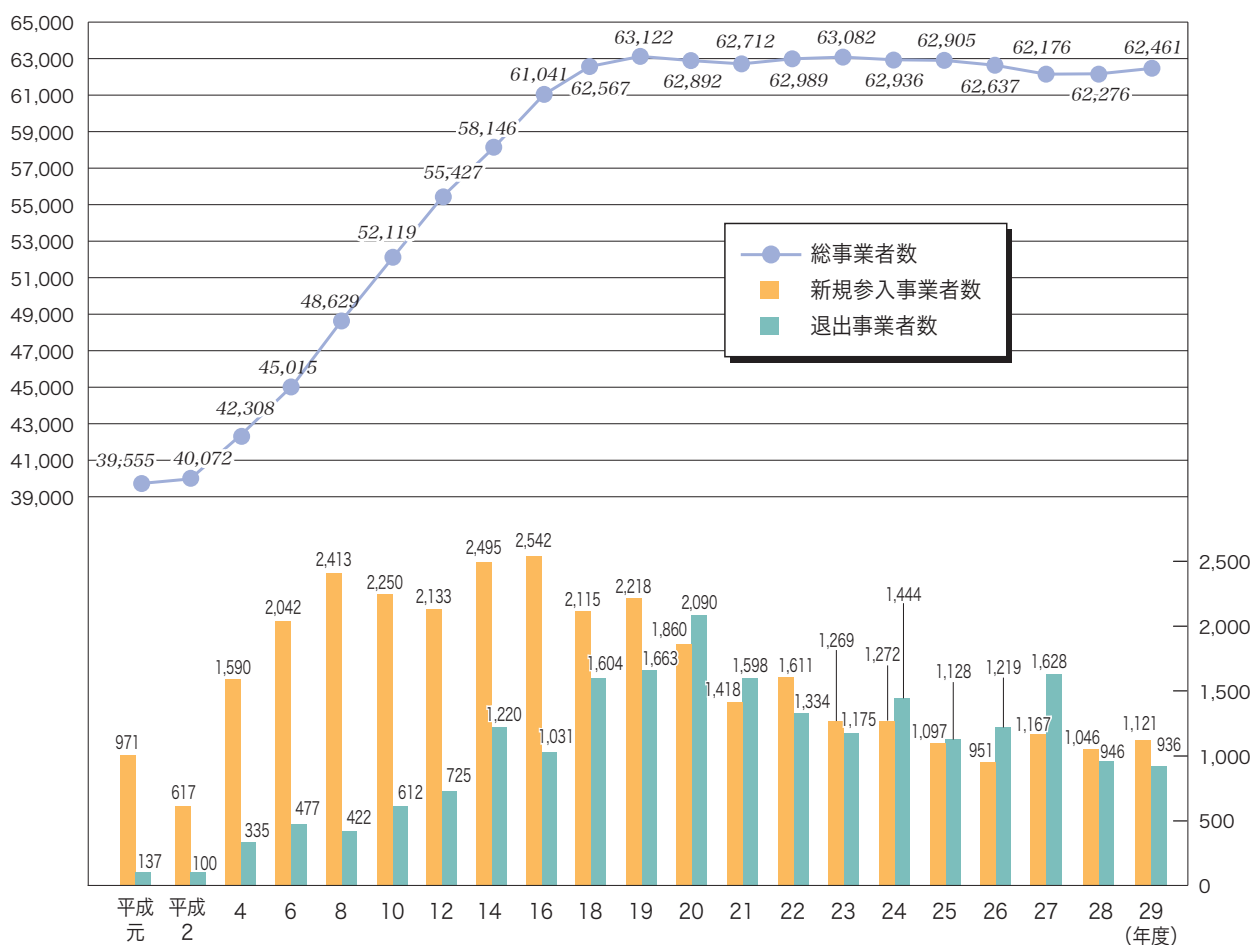
平成2年の貨物自動車運送事業法施行以降、トラック運送事業の規制緩和によって新規参入事業者が急増しました。ピーク時の平成19年度末には1.5倍以上の6万3千者を超えました。しかし、輸送需要が伸び悩むなかで事業者間の競争が激化し、最近10年は、事業者数の増加率が鈍化、横ばい状態にあるとともに新規参入と退出事業者数がほぼ拮抗しています。

この結果、平成20年度末は規制緩和以降初めて総事業者数が前年度より減少し、平成21年度末以降は横ばいで推移し、さらに平成24年度末から平成27年

度末まで連続で減少しています。

また、国土交通省が新規参入時の許可基準厳格化や事前チェックの強化などを段階的に進めた結果、平成25年度末から新規参入事業者数が2年連続で約1割減少。平成27年度末には新規参入事業者が約2割増加する一方で、退出事業者が約3割も増加するなど、事業者数の減少が続きましたが、平成28年度末は4年ぶりに新規参入が退出を上回り100者増加、平成29年度末でも185者の増加となりました。

■トラック運送事業者数の推移（単位：者）



資料：国土交通省 （注）：退出事業者数には、合併・譲渡により消滅した企業を含む。

典型的な労働集約型産業

トラック運送事業は、典型的な労働集約型の事業です。このため、全日本トラック協会が公表する経営分析報告書によると、運送コストにおいては人件費の占める比率がもっとも高く、さらに最近の運転者不足

のため、人件費が上昇し、平成30年度の全国平均では39.7%にのぼります。次いで燃料油脂費が15.1%となっています。

■ 一般貨物運送事業損益明細表(全体の平均値)

[1 者平均額(千円)・構成比(%)]

	全体					
	平成28年度		29年度		30年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
営業収益	213,751	100.0	219,693	100.0	236,396	100.0
運送収入	212,829	99.6	218,046	99.3	234,159	99.1
貨物運賃	205,324	96.1	210,617	95.9	222,515	94.1
その他	7,505	3.5	7,429	3.4	11,644	4.9
運送雑収	922	0.4	1,647	0.7	2,237	0.9
営業費用	213,405	99.8	220,264	100.3	236,540	100.1
運送費	182,979	85.6	189,025	86.0	202,342	85.6
人件費	84,550	39.6	87,028	39.6	93,842	39.7
燃料油脂費	29,979	14.0	32,825	14.9	35,757	15.1
ガソリン代	826	0.4	1,120	0.5	1,175	0.5
軽油費	28,754	13.5	31,228	14.2	33,438	14.1
その他	399	0.2	477	0.2	1,144	0.5
修繕費	12,780	6.0	13,104	6.0	13,302	5.6
事業用自動車	12,240	5.7	12,592	5.7	12,574	5.3
その他	540	0.3	512	0.2	728	0.3
減価償却費	13,365	6.3	13,286	6.0	14,069	6.0
事業用自動車	12,526	5.9	12,479	5.7	12,998	5.5
その他	839	0.4	807	0.4	1,071	0.5
保険料	4,784	2.2	4,617	2.1	4,654	2.0
施設使用料	1,844	0.9	2,198	1.0	2,404	1.0
自動車リース料	2,864	1.3	3,124	1.4	3,394	1.4
施設賦課税	1,293	0.6	1,181	0.5	1,338	0.6
事故賠償費	250	0.1	232	0.1	279	0.1
道路使用料	7,651	3.6	8,730	4.0	8,784	3.7
フェリー・ボート利用料	679	0.3	707	0.3	653	0.3
その他	22,940	10.7	21,993	10.0	23,866	10.1
備車費等	17,861	8.4	18,673	8.5	13,055	5.5
一般管理費	30,426	14.2	31,239	14.2	34,198	14.5
人件費	17,339	8.1	17,891	8.1	19,336	8.2
その他	13,087	6.1	13,348	6.1	14,862	6.3
営業損益	346	0.2	-571	-0.3	-144	-0.1
営業外収益	3,453	1.6	3,794	1.7	4,244	1.8
金融収益	174	0.1	197	0.1	181	0.1
営業外費用	1,868	0.9	1,812	0.8	1,871	0.8
金融費用	1,301	0.6	1,193	0.5	1,165	0.5
経常損益	1,931	0.9	1,411	0.6	2,229	0.9
集計事業者数(者)	2,333	100%	2,413	100%	2,392	100%
営業利益計上(者)	1,287	55%	1,206	50%	1,293	54%
経常利益計上(者)	1,412	61%	1,442	60%	1,535	64%

資料：全日本トラック協会「経営分析報告書 平成30年度決算版」

(注)：端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

少子・高齢化の進展と若年労働力不足

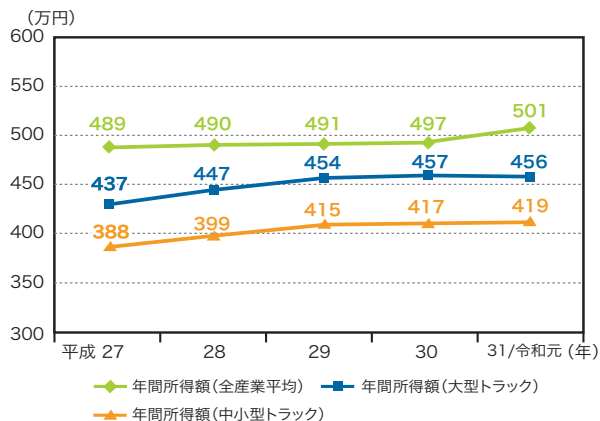
厚生労働省の統計によると、道路貨物運送業の賃金水準は全産業平均に比べて低い水準で推移しています。その一方で、トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して長時間となっています。

総務省の調査によると平成31・令和元年現在、トラック運送事業に従事する就業者数は全体で約196万人、このうちドライバー等輸送・機械運転従事者数は約87万人と横ばいもしくは微増で推移しています。

■トラックドライバーの賃金・労働時間

【年間所得額の推移】

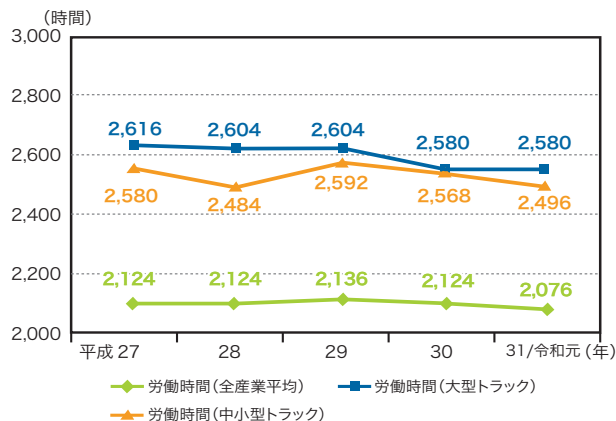
トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1割低く、中小型トラック運転者で約2割低い



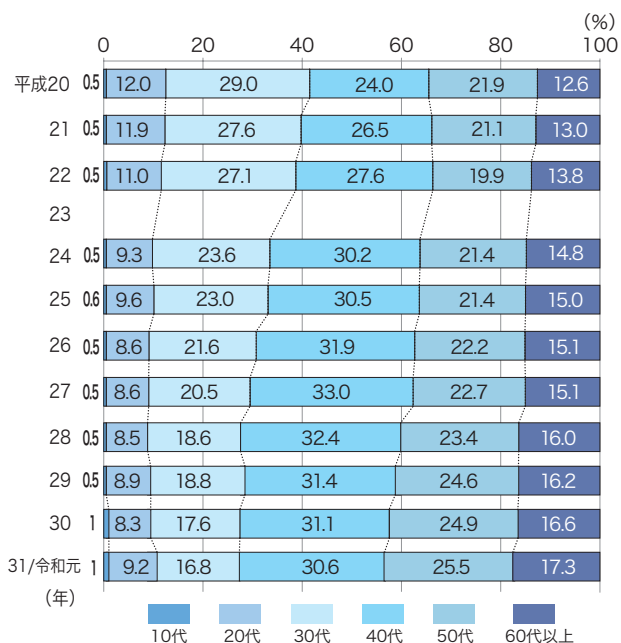
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

【年間労働時間の推移】

トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で504時間(月42時間)長く、中小型トラック運転者で420時間(月35時間)長い



■道路貨物運送業 年齢階級別就業者構成比 (単位：%)



(注)：端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

■道路貨物運送業 就業者数の推移 (単位：万人)

年	道路貨物運送業					
	就業者数			輸送・機械運転従事者数		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成21	185	152	33	80	78	2
22	181	148	33	79	77	2
23	—	—	—	—	—	—
24	182	150	32	83	81	2
25	187	153	34	84	83	2
26	185	151	33	83	81	2
27	185	151	34	80	78	2
28	188	153	35	83	81	2
29	191	156	35	83	81	2
30	193	155	38	86	84	2
31/令和元	196	156	40	87	84	3

資料：総務省「労働力調査」より作成

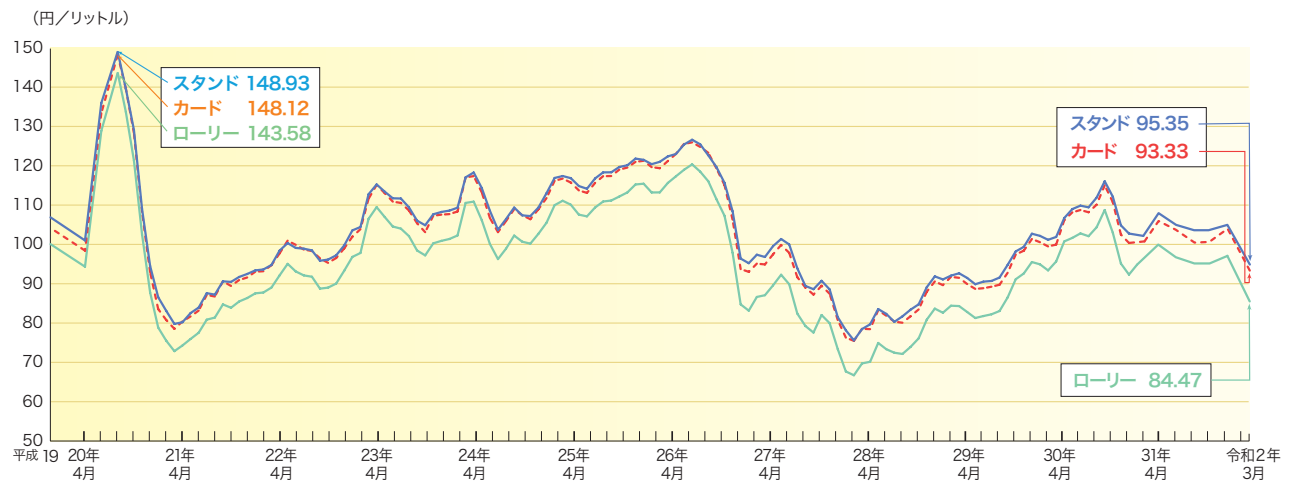
(注)：1. 就業者：自営業主、家族従業者、雇用人(役員、臨時雇、日雇を含む)
2. 輸送・機械運転従事者：「道路貨物運送業」における輸送・機械運転従事者は主に自動車運転従事者
3. 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

燃料価格の動向

事業用トラックの大半はディーゼル車で、燃料として軽油を使用しています。また、国内の軽油価格は、平成20年をピークに近年の原油価格の大幅な変動とともに大きく変化しています。平成28年から再び上昇傾向となっていましたが、令和2年の新型コロナウ

イルス感染症の世界的な感染拡大などを背景とした原油価格の急激に下落するなど、先行きは不透明な状況となっています。

軽油価格の推移（全国）



資料：全日本トラック協会調べ（注）：消費税抜き。平成19年は年度平均。

トラック燃料消費量の推移（単位：キロリットル）

年度		平成25	26	27	28	29	30
軽油	営業用	15,557,082	15,635,056	15,600,833	15,514,093	15,584,935	15,650,276
	自家用	6,851,940	6,849,081	6,830,505	6,705,246	6,637,169	6,658,948
	計	22,409,022	22,484,137	22,431,338	22,219,339	22,222,104	22,309,224
ガソリン	営業用	78,889	73,299	75,231	69,284	67,427	70,946
	自家用	2,647,242	2,661,562	2,639,553	2,429,640	2,384,312	2,351,153
	計	2,726,131	2,734,861	2,714,784	2,498,924	2,451,739	2,422,099
合計	営業用	15,635,971	15,708,355	15,676,064	15,583,377	15,652,362	15,721,222
	自家用	9,499,182	9,510,643	9,470,058	9,134,886	9,021,481	9,010,101
	計	25,135,153	25,218,998	25,146,122	24,718,263	24,673,843	24,731,323
営業用が消費する燃料のうち軽油の占める割合		99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.5%

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」、「自動車燃料消費量統計年報」

（注）：1. 登録自動車のみ

トラック運送業界の課題等

軽減が求められる自動車関係諸税

トラックを含めた自動車全体の税負担は、年間約8.6兆円の巨額にのぼり、租税収入全体のおよそ8%を占めています。そのうち営業用トラックについては、取得時に自動車税環境性能割（最大取得価格の2%）、消費税（取得価格の10%）、保有時では自動車税（最大積載量5トン車・標準税額18,500円/年）、自動車重量税（車両総重量×車齢等に応じて2,600～2,800円/年）、走行時には燃料に軽油引取税（32.1円/リットル）などがあります。その負担額は年間で8,011億円に上ります。

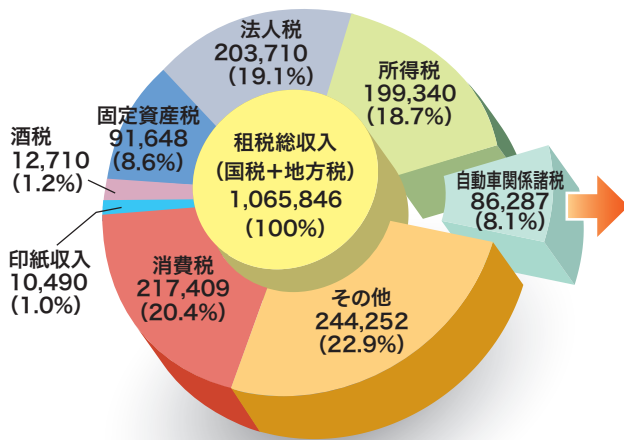
また、法人税等を含めたトラック業界の全納税額は

約1.1兆円を超える額になります。

平成21年3月に地方税法等、4月に道路整備事業に係る国の財政上の特別措置法が改正され、軽油引取税、揮発油税をはじめとする5つの道路特定財源が一般財源化されました。これにより、本来国民が公平に負担すべき福祉、債務返済などのさまざまな一般財源について、自動車ユーザーだけが過重な負担を強いられており、著しく税の公平性に反する状態となっています。

■トラック運送業界の納税額（単位：億円）

2019年度の租税総収入の税目内訳



		科 目		税 収 額	トラック運送業界納税額
自動車関係諸税	取得段階	自動車取得税	地方税	870	43
		消 費 税 (車体課税分)	国 税	16,328	622
	保有段階	自動車重量税	国 税	6,510	556
		自 動 車 税	地方税	15,902	591
	走行段階	軽自動車税	地方税	2,699	—
		軽油引取税	地方税	9,537	5,751
		揮 発 油 税	国 税	23,030	24
		地方揮発油税	国 税	2,464	2
		石油ガス税	国 税	140	—
		消 費 税 (燃料課税分)	国 税	8,807	422
自動車関係諸税合計			86,287	8,011	
以外のその他の税	法 人 税	国 税	135,214	2,007	
	地方法人特別税	国 税	11,704	212	
	法人住民税	地方税	21,468	400	
	法人事業税	地方税	41,249	293	
	固定資産税等	地方税	106,126	293	
	小	計	315,761	3,205	
総	計			402,048	11,216

資料：財務省、総務省、（一社）日本自動車工業会

- （注）：1. 税収額は平成31年度予算（案）および平成31年度地方財政計画（案）による
 2. 租税総収入内訳の消費税収は自動車関係諸税に含まれる消費税を除く
 3. 自動車関係諸税の消費税収（自動車整備含む）は日本自動車工業会の推定
 4. 消費税収には地方消費税収を含む
 5. トラック運送業界納税額は令和元年度全日本トラック協会推計

トラックの高速道路料金

国土交通省は、平成25年12月に「新たな高速道路料金に関する基本方針」を示し、その後、平成26年3月に、4月以降の新たな高速道路料金について事業許可を行いました。その内容は、高速道路の料金水準を普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つに整理し、これに伴う料金水準の引き下げを当面10年間実施することとしました。また、事業許可に先立ち、本四高速を全国路線網に編入しました。

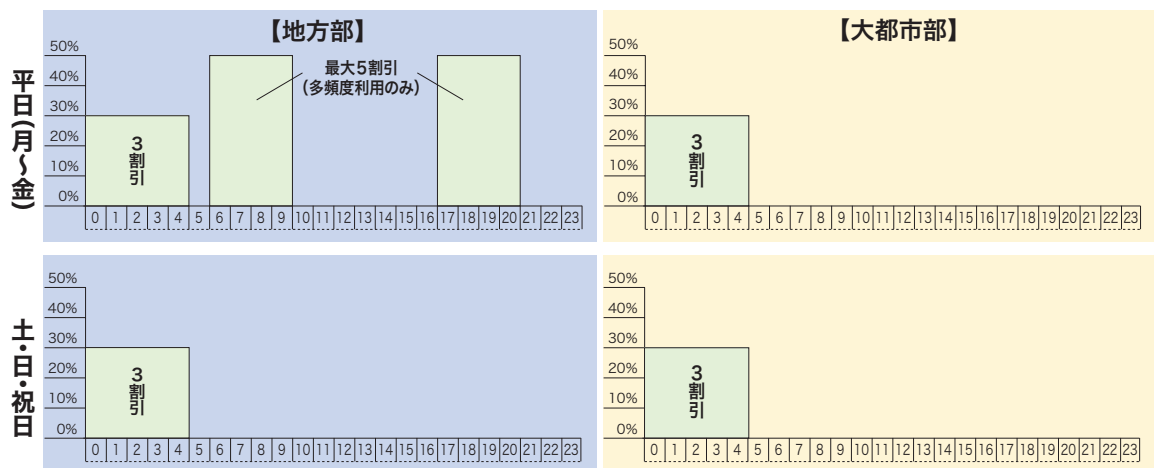
NEXCO3社の料金割引として、「物流対策」では、主に業務目的で高速道路を利用するトラックなどに配慮して、「大口・多頻度割引」の最大割引率を40%と

して継続することとし、さらに、補正予算が措置され、令和3年3月末までは自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象に、最大割引率が50%へと拡充されています。

また、「重要物流道路」の指定、三大都市圏環状道路等の整備、暫定2車線区間における4車線化やワイヤーロープの設置等の安全対策、ETC2.0等のビッグデータの活用や利用者団体と連携したピンポイント渋滞対策、道の駅への一時退出を可能とする料金の実験、隊列走行や自動運転等の技術開発等、道路に関するさまざまな取り組みが行われています。

■ 高速道路料金の割引の概要

時間帯割引(中型車以上) NEXCO3社(平成26年4月から)



利用頻度割引

マイレージ割引 (最大割引率9.1%)
大口・多頻度割引 (最大割引率40%)
(最大割引率を令和3年3月末まで50%に拡充) ※自動車運送事業者のETC2.0搭載車が対象

(注1) 上記割引については、ETC車に限定

(注2) 休日割引・深夜割引が適用される走行は、平日朝夕割引の対象外

(注3) 地方部・大都市部を跨ぐ走行は、地方部の走行のみに割引

適用(平日朝夕割引)

大口・多頻度割引 NEXCO3社

1. 車両単位割引	
自動車1台ごとの1カ月の高速道路の利用額	割引率※
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)



2. 契約単位割引	
契約者の1カ月の高速道路の利用額合計が500万円を超え、かつ、契約者の自動車1台あたりの1カ月平均の利用額が3万円を超える場合	10%

※ () : 自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした令和3年3月末までの割引率。

※平日朝夕割引の割引対象額は大口・多頻度割引の割引対象外。

荷主や下請運送事業者との適正取引が課題に

トラック運送事業者は、荷主に対して取引上の立場が弱いことから、運送業務や附帯するサービスに対して適正な運賃・料金の収受が難しいという課題があります。

これまでの商慣行では、「運賃」の指す範囲が曖昧となっており、運賃の中に附帯作業に対する料金も含まれている場合がありますが、国土交通省では「標準貨物自動車運送約款」を平成29年11月に改正するとともに、通達を発出し、これによって運送の対価としての運賃と、附帯するサービスの対価としての料金が明確に区別されました。

また、運送取引が複数の下請運送事業者に及ぶ「下請多層構造」が存在する中で、関係者が適正な取引を行えるようルールを整理した「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（平成20年3月策定）や、運送契約の重要事項を書面化し記録・

共有することを定めた「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（平成26年1月策定）が国交省によりそれぞれ平成29年に改訂されています。

さらに、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」が改正され平成29年7月からは、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、荷主の都合により30分以上の待機時間が発生したときは、荷待ち時間にかかる情報を乗務記録に記載することとなりました。なお、同省では、令和元年6月からは、ドライバーが荷役作業や附帯作業を行った場合も乗務記録への記載対象としました。

また、令和元年7月からは、貨物自動車運送事業法の改正に伴い、荷主対策の深度化が図られ、①荷主の配慮義務の新設②荷主勧告制度の強化③国交大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設が行われています。

荷主対策の深度化

改正貨物自動車運送事業法（荷主関連部分）

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が落ちるおそれがあるため、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配達先の都合による長時間の待機時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等が発生しないことが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。

※（荷主）には基荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項 **令和元年7月1日から施行**

- ①荷主の配慮義務が新設されました**
 - 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を行えるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。
- ②荷主への勧告制度が拡充されました**
 - 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
 - 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。
- ③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います**

（令和5年度までの期限付）

 - 国土交通大臣は、「違反原因行為」※（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める（働きかけ）を行います。
 - 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合には、（調査）や（勧告・公表）を行います。
 - トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、（公正取引委員会に通知）します。

※違反原因行為の例

 - 荷主が長時間の待機時間を指示する
 - 荷主が長時間の待機時間を指示する
 - 荷主が長時間の待機時間を指示する

厚生労働省 農林水産省 経済産業省
国土交通省 日本トラック協会 都道府県トラック協会

●トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。

●我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が落ちるおそれがあるため、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。

●荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運送者はピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移

トラック運送者は高齢化

道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業率構成比較

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

1運行あたりの平均拘束時間とその内訳

2時間を超える荷待ちが約3割

1運行あたりの荷待ち時間

2時間超 28.7%

2時間以下 71.3%

1時間超 55.1%

1時間以下 44.9%

2時間超 24.4%

2時間以下 75.6%

3時間超 13.1%

3時間以下 86.9%

4時間超 2.5%

4時間以下 97.5%

5時間超 0.4%

5時間以下 99.6%

6時間超 0.1%

6時間以下 99.9%

7時間超 0.0%

7時間以下 100.0%

8時間超 0.0%

8時間以下 100.0%

9時間超 0.0%

9時間以下 100.0%

10時間超 0.0%

10時間以下 100.0%

11時間超 0.0%

11時間以下 100.0%

12時間超 0.0%

12時間以下 100.0%

13時間超 0.0%

13時間以下 100.0%

14時間超 0.0%

14時間以下 100.0%

15時間超 0.0%

15時間以下 100.0%

16時間超 0.0%

16時間以下 100.0%

17時間超 0.0%

17時間以下 100.0%

18時間超 0.0%

18時間以下 100.0%

19時間超 0.0%

19時間以下 100.0%

20時間超 0.0%

20時間以下 100.0%

21時間超 0.0%

21時間以下 100.0%

22時間超 0.0%

22時間以下 100.0%

23時間超 0.0%

23時間以下 100.0%

24時間超 0.0%

24時間以下 100.0%

25時間超 0.0%

25時間以下 100.0%

26時間超 0.0%

26時間以下 100.0%

27時間超 0.0%

27時間以下 100.0%

28時間超 0.0%

28時間以下 100.0%

29時間超 0.0%

29時間以下 100.0%

30時間超 0.0%

30時間以下 100.0%

31時間超 0.0%

31時間以下 100.0%

32時間超 0.0%

32時間以下 100.0%

33時間超 0.0%

33時間以下 100.0%

34時間超 0.0%

34時間以下 100.0%

35時間超 0.0%

35時間以下 100.0%

36時間超 0.0%

36時間以下 100.0%

37時間超 0.0%

37時間以下 100.0%

38時間超 0.0%

38時間以下 100.0%

39時間超 0.0%

39時間以下 100.0%

40時間超 0.0%

40時間以下 100.0%

41時間超 0.0%

41時間以下 100.0%

42時間超 0.0%

42時間以下 100.0%

43時間超 0.0%

43時間以下 100.0%

44時間超 0.0%

44時間以下 100.0%

45時間超 0.0%

45時間以下 100.0%

46時間超 0.0%

46時間以下 100.0%

47時間超 0.0%

47時間以下 100.0%

48時間超 0.0%

48時間以下 100.0%

49時間超 0.0%

49時間以下 100.0%

50時間超 0.0%

50時間以下 100.0%

51時間超 0.0%

51時間以下 100.0%

52時間超 0.0%

52時間以下 100.0%

53時間超 0.0%

53時間以下 100.0%

54時間超 0.0%

54時間以下 100.0%

55時間超 0.0%

55時間以下 100.0%

56時間超 0.0%

56時間以下 100.0%

57時間超 0.0%

57時間以下 100.0%

58時間超 0.0%

58時間以下 100.0%

59時間超 0.0%

59時間以下 100.0%

60時間超 0.0%

60時間以下 100.0%

61時間超 0.0%

61時間以下 100.0%

62時間超 0.0%

62時間以下 100.0%

63時間超 0.0%

63時間以下 100.0%

64時間超 0.0%

64時間以下 100.0%

65時間超 0.0%

65時間以下 100.0%

66時間超 0.0%

66時間以下 100.0%

67時間超 0.0%

67時間以下 100.0%

68時間超 0.0%

68時間以下 100.0%

69時間超 0.0%

69時間以下 100.0%

70時間超 0.0%

70時間以下 100.0%

71時間超 0.0%

71時間以下 100.0%

72時間超 0.0%

72時間以下 100.0%

73時間超 0.0%

73時間以下 100.0%

74時間超 0.0%

74時間以下 100.0%

75時間超 0.0%

75時間以下 100.0%

76時間超 0.0%

76時間以下 100.0%

77時間超 0.0%

77時間以下 100.0%

78時間超 0.0%

78時間以下 100.0%

79時間超 0.0%

79時間以下 100.0%

80時間超 0.0%

80時間以下 100.0%

81時間超 0.0%

81時間以下 100.0%

82時間超 0.0%

82時間以下 100.0%

83時間超 0.0%

83時間以下 100.0%

84時間超 0.0%

84時間以下 100.0%

85時間超 0.0%

85時間以下 100.0%

86時間超 0.0%

86時間以下 100.0%

87時間超 0.0%

87時間以下 100.0%

88時間超 0.0%

88時間以下 100.0%

89時間超 0.0%

89時間以下 100.0%

90時間超 0.0%

90時間以下 100.0%

91時間超 0.0%

91時間以下 100.0%

92時間超 0.0%

92時間以下 100.0%

93時間超 0.0%

93時間以下 100.0%

94時間超 0.0%

94時間以下 100.0%

95時間超 0.0%

95時間以下 100.0%

96時間超 0.0%

96時間以下 100.0%

97時間超 0.0%

97時間以下 100.0%

98時間超 0.0%

98時間以下 100.0%

99時間超 0.0%

99時間以下 100.0%

100時間超 0.0%

100時間以下 100.0%

101時間超 0.0%

101時間以下 100.0%

102時間超 0.0%

102時間以下 100.0%

103時間超 0.0%

103時間以下 100.0%

104時間超 0.0%

104時間以下 100.0%

105時間超 0.0%

105時間以下 100.0%

106時間超 0.0%

106時間以下 100.0%

107時間超 0.0%

107時間以下 100.0%

108時間超 0.0%

108時間以下 100.0%

109時間超 0.0%

109時間以下 100.0%

110時間超 0.0%

110時間以下 100.0%

111時間超 0.0%

111時間以下 100.0%

112時間超 0.0%

112時間以下 100.0%

113時間超 0.0%

113時間以下 100.0%

114時間超 0.0%

114時間以下 100.0%

115時間超 0.0%

115時間以下 100.0%

116時間超 0.0%

116時間以下 100.0%

117時間超 0.0%

117時間以下 100.0%

118時間超 0.0%

118時間以下 100.0%

119時間超 0.0%

119時間以下 100.0%

120時間超 0.0%

120時間以下 100.0%

121時間超 0.0%

121時間以下 100.0%

122時間超 0.0%

122時間以下 100.0%

123時間超 0.0%

123時間以下 100.0%

124時間超 0.0%

124時間以下 100.0%

125時間超 0.0%

125時間以下 100.0%

126時間超 0.0%

126時間以下 100.0%

127時間超 0.0%

127時間以下 100.0%

128時間超 0.0%

128時間以下 100.0%

129時間超 0.0%

129時間以下 100.0%

130時間超 0.0%

130時間以下 100.0%

131時間超 0.0%

131時間以下 100.0%

132時間超 0.0%

132時間以下 100.0%

133時間超 0.0%

133時間以下 100.0%

134時間超 0.0%

134時間以下 100.0%

135時間超 0.0%

135時間以下 100.0%

136時間超 0.0%

136時間以下 100.0%

137時間超 0.0%

137時間以下 100.0%

138時間超 0.0%

138時間以下 100.0%

139時間超 0.0%

139時間以下 100.0%

140時間超 0.0%

140時間以下 100.0%

141時間超 0.0%

141時間以下 100.0%

142時間超 0.0%

142時間以下 100.0%

143時間超 0.0%

143時間以下 100.0%

144時間超 0.0%

144時間以下 100.0%

145時間超 0.0%

145時間以下 100.0%

146時間超 0.0%

146時間以下 100.0%

147時間超 0.0%

147時間以下 100.0%

148時間超 0.0%

148時間以下 100.0%

149時間超 0.0%

149時間以下 100.0%

150時間超 0.0%

150時間以下 100.0%

151時間超 0.0%

151時間以下 100.0%

152時間超 0.0%

152時間以下 100.0%

153時間超 0.0%

153時間以下 100.0%

154時間超 0.0%

154時間以下 100.0%

155時間超 0.0%

155時間以下 100.0%

156時間超 0.0%

156時間以下 100.0%

157時間超 0.0%

157時間以下 100.0%

158時間超 0.0%

158時間以下 100.0%

159時間超 0.0%

159時間以下 100.0%

160時間超 0.0%

160時間以下 100.0%

161時間超 0.0%

161時間以下 100.0%

162時間超 0.0%

162時間以下 100.0%

163時間超 0.0%

163時間以下 100.0%

164時間超 0.0%

164時間以下 100.0%

165時間超 0.0%

165時間以下 100.0%

166時間超 0.0%

166時間以下 100.0%

167時間超 0.0%

167時間以下 100.0%

168時間超 0.0%

168時間以下 100.0%

169時間超 0.0%

169時間以下 100.0%

170時間超 0.0%

170時間以下 100.0%

171時間超 0.0%

171時間以下 100.0%

172時間超 0.0%

172時間以下 100.0%

173時間超 0.0%

173時間以下 100.0%

174時間超 0.0%

174時間以下 100.0%

175時間超 0.0%

175時間以下 100.0%

176時間超 0.0%

176時間以下 100.0%

177時間超 0.0%

177時間以下 100.0%

178時間超 0.0%

178時間以下 100.0%

179時間超 0.0%

179時間以下 100.0%

180時間超 0.0%

180時間以下 100.0%

181時間超 0.0%

181時間以下 100.0%

182時間超 0.0%

182時間以下 100.0%

183時間超 0.0%

183時間以下 100.0%

184時間超 0.0%

184時間以下 100.0%

185時間超 0.0%

185時間以下 100.0%

186時間超 0.0%

186時間以下 100.0%

187時間超 0.0%

187時間以下 100.0%

188時間超 0.0%

188時間以下 100.0%

189時間超 0.0%

189時間以下 100.0%

190時間超 0.0%

190時間以下 100.0%

191時間超 0.0%

191時間以下 100.0%

192時間超 0.0%

192時間以下 100.0%

193時間超 0.0%

193時間以下 100.0%

194時間超 0.0%

194時間以下 100.0%

195時間超 0.0%

195時間以下 100.0%

196時間超 0.0%

196時間以下 100.0%

197時間超 0.0%

197時間以下 100.0%

198時間超 0.0%

198時間以下 100.0%

199時間超 0.0%

199時間以下 100.0%

200時間超 0.0%

200時間以下 100.0%

201時間超 0.0%

201時間以下 100.0%

202時間超 0.0%

202時間以下 100.0%

203時間超 0.0%

203時間以下 100.0%

204時間超 0.0%

204時間以下 100.0%

205時間超 0.0%

205時間以下 100.0%

206時間超 0.0%

206時間以下 100.0%

207時間超 0.0%

207時間以下 100.0%

208時間超 0.0%

208時間以下 100.0%

209時間超 0.0%

209時間以下 100.0%

210時間超 0.0%

210時間以下 100.0%

211時間超 0.0%

211時間以下 100.0%

212時間超 0.0%

212時間以下 100.0%

213時間超 0.0%

213時間以下 100.0%

214時間超 0.0%

214時間以下 100.0%

215時間超 0.0%

215時間以下 100.0%

216時間超 0.0%

216時間以下 100.0%

217時間超 0.0%

217時間以下 100.0%

218時間超 0.0%

218時間以下 100.0%

219時間超 0.0%

219時間以下 100.0%

220時間超 0.0%

220時間以下 100.0%

221時間超 0.0%

221時間以下 100.0%

222時間超 0.0%

222時間以下 100.0%

223時間超 0.0%

223時間以下 100.0%

224時間超 0.0%

224時間以下 100.0%

225時間超 0.0%

225時間以下 100.0%

226時間超 0.0%

226時間以下 100.0%

227時間超 0.0%

227時間以下 100.0%

228時間超 0.0%

228時間以下 100.0%

229時間超 0.0%

229時間以下 100.0%

230時間超 0.0%

230時間以下 100.0%

231時間超 0.0%

231時間以下 100.0%

232時間超 0.0%

232時間以下 100.0%

233時間超 0.0%

233時間以下 100.0%

234時間超 0.0%

234時間以下 100.0%

235時間超 0.0%

235時間以下 100.0%

236時間超 0.0%

236時間以下 100.0%

237時間超 0.0%

237時間以下 100.0%

238時間超 0.0%

238時間以下 100.0%

239時間超 0.0%

239時間以下 100.0%

240時間超 0.0%

240時間以下 100.0%

241時間超 0.0%

241時間以下 100.0%

242時間超 0.0%

242時間以下 100.0%

243時間超 0.0%

243時間以下 100.0%

244時間超 0.0%

244時間以下 100.0%

245時間超 0.0%

245時間以下 100.0%

246時間超 0.0%

246時間以下 100.0%

247時間超 0.0%

247時間以下 100.0%

248時間超 0.0%

248時間以下 100.0%

249時間超 0.0%

249時間以下 100.0%

250時間超 0.0%

250時間以下 100.0%

251時間超 0.0%

251時間以下 100.0%

252時間超 0.0%

252時間以下 100.0%

253時間超 0.0%

253時間以下 100.0%

254時間超 0.0%

254時間以下 100.0%

255時間超 0.0%

255時間以下 100.0%

256時間超 0.0%

256時間以下 100.0%

257時間超 0.0%

257時間以下 100.0%

258時間超 0.0%

258時間以下 100.0%

259時間超 0.0%

259時間以下 100.0%

260時間超 0.0%

260時間以下 100.0%

261時間超 0.0%

261時間以下 100.0%

262時間超 0.0%

262時間以下 100.0%

263時間超 0.0%

263時間以下 100.0%

264時間超 0.0%

264時間以下 100.0%

265時間超 0.0%

265時間以下 100.0%

266時間超 0.0%

266時間以下 100.0%

267時間超 0.0%

267時間以下 100.0%

268時間超 0.0%

268時間以下 100.0%

269時間超 0.0%

269時間以下 100.0%

270時間超 0.0%

270時間以下 100.0%

271時間超 0.0%

271時間以下 100.0%

272時間超 0.0%

272時間以下 100.0%

273時間超 0.0%

273時間以下 100.0%

274時間超 0.0%

274時間以下 100.0%

275時間超 0.0%

275時間以下 100.0%

276時間超 0.0%

276時間以下 100.0%

277時間超 0.0%

277時間以下 100.0%

278時間超 0.0%

278時間以下 100.0%

279時間超 0.0%

279時間以下 100.0%

280時間超 0.0%

280時間以下 100.0%

281時間超 0.0%

281時間以下 100.0%

282時間超 0.0%

282時間以下 100.0%

283時間超 0.0%

283時間以下 100.0%

284時間超 0.0%

284時間以下 100.0%

285時間超 0.0%

285時間以下 100.0%

286時間超 0.0%

286時間以下 100.0%

287時間超 0.0%

287時間以下 100.0%

288時間超 0.0%

288時間以下 100.0%

289時間超 0.0%

289時間以下 100.0%

290時間超 0.0%

290時間以下 100.0%

291時間超 0.0%

291時間以下 100.0%

292時間超 0.0%

292時間以下 100.0%

293時間超 0.0%

293時間以下 100.0%

294時間超 0.0%

294時間以下 100.0%

295時間超 0.0%

295時間以下 100.0%

296時間超 0.0%

296時間以下 100.0%

297時間超 0.0%

297時間以下 100.0%

298時間超 0.0%

298時間以下 100.0%

299時間超 0.0%

299時間以下 100.0%

300時間超 0.0%

300時間以下 100.0%

301時間超 0.0%

301時間以下 100.0%

302時間超 0.0%

302時間以下 100.0%

303時間超 0.0%

303時間以下 100.0%

304時間超 0.0%

304時間以下 100.0%

305時間超 0.0%

305時間以下 100.0%

306時間超 0.0%

306時間以下 100.0%

307時間超 0.0%

307時間以下 100.0%

308時間超 0.0%

308時間以下 100.0%

309時間超 0.0%

309時間以下 100.0%

310時間超 0.0%

310時間以下 100.0%

311時間超 0.0%

311時間以下 100.0%

312時間超 0.0%

312時間以下 100.0%

313時間超 0.0%

313時間以下 100.0%

314時間超 0.0%

314時間以下 100.0%

315時間超 0.0%

315時間以下 100.0%

316時間超 0.0%

316時間以下 100.0%

317時間超 0.0%

317時間以下 100.0%

318時間超 0.0%

318時間以下 100.0%

319時間超 0.0%

319時間以下 100.0%

320時間超 0.0%

320時間以下 100.0%

321時間超 0.0%

321時間以下 100.0%

322時間超 0.0%

322時間以下 100.0%

323時間超 0.0%

323時間以下 100.0%

324時間超 0.0%

324時間以下 100.0%

325時間超 0.0%

325時間以下 100.0%

326時間超 0.0%

326時間以下 100.0%

327時間超 0.0%

327時間以下 100.0%

328時間超 0.0%

328時間以下 100.0%

329時間超 0.0%

329時間以下 100.0%

330時間超 0.0%

330時間以下 100.0%

331時間超 0.0%

331時間以下 100.0%

332時間超 0.0%

332時間以下 100.0%

333時間超 0.0%

333時間以下 100.0%

334時間超 0.0%

334時間以下 100.0%

335時間超 0.0%

335時間以下 100.0%

336時間超 0.0%

336時間以下 100.0%

33

トラック運送事業の長時間労働抑制に向けて

トラック運送事業においては、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がありますが、荷主都合による荷待ち時間や荷役・附帯作業など、トラック運送事業者独自の努力だけでは改善することが困難な状況におかれています。

このため、平成27年度に荷主、トラック運送事業者、行政（国土交通省・厚生労働省等）、労働組合、学識経験者などで構成された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央および全ての都道府県で設置されました。同協議会ではトラック輸送実態調査や長時間労働の抑制に向けたパイロット事業（実証実験）を実施した上で、「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定するなど、関係者が一体となって取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいます。平成30年度から、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあり、関係者が連携して課題解決を図っていく上で輸送品目別に検討を行うことが効果的であることから、行政による調査の結果、荷待ち件数が特に多かった輸送分野である、①加工食品、②建設資材、③紙・パルプ（洋紙・板紙、家庭紙）の3分野4品目で懇談会が設置され、令和2年5月にガイドラインが策定されました。

また、政府の「働き方改革実現会議」で平成29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられ、時間外労働の上限規制については、年720時間以内とする

こととされましたが（大企業：平成31年4月～、中小企業：令和2年4月～）、自動車運転業務については、一般則の施行から5年後（令和6年4月）に年960時間以内が適用されることになり、将来的には一般則の適用を目指すこととされました。これらの内容や、年5日の年次有給休暇の取得義務付け（平成31年4月～）、中小企業に対する月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（25%→50%、令和5年4月～）などを盛り込んだ、労働基準法の改正案を含む「働き方改革関連法」が、平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されています。

平成29年9月には、石井啓一国土交通大臣から「働き方改革」の実現に向けたアクションプランの策定を要請され、これを受け全日本トラック協会は平成30年3月、「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定し、石井国交大臣に提出しました。同プランでは、時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合について、自動車運転業務に時間外労働の上限規制が適用されるまでに「0%」とすることを目標に設定しています。全ト協では、同プランの解説書を作り、セミナー等を通じて業界での普及を図るとともに、関係者の協力を得ながら同プランを実行し、業界として主体的に「働き方改革」を推進していくこととしています。

働き方改革関連法の施行スケジュール

法律・内容		2018 年度 (平成 30)	2019 年度 (令和元)	2020 年度 (令和 2)	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)
労働基準法	時間外労働の上限規制 (年 720 時間) の適用 【一般則】		4月 1 日から 大企業に 適用	4月 1 日から 中小企業に 適用				
	時間外労働の上限規制 (年 960 時間) の適用 【自動車運転業務】	自動車運転業務については、改正法施行後 5 年後の特例適用までの間、 過労死等の防止の観点から、改善基準告示の総拘束時間等の改善に ついて速やかに検討を開始する（衆議院・参議院の附帯決議より）						4月 1 日 から適用
	月 60 時間超の時間外割増 賃金率引上（25%→50%） の中小企業への適用						4月 1 日 から適用	
	年休 5 日取得義務化		4月 1 日から 適用					
パートタイム ・有期雇用 労働法	同一労働同一賃金			4月 1 日から 大企業に 適用	4月 1 日から 中小企業に 適用			
労働者 派遣法				4月 1 日から 適用				



輸送品目別にまとめられた取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン（写真は加工食品物流編）

トラック運送事業の生産性向上に向けて

「働き方改革」に伴う長時間労働の抑制や、今後進行していく少子高齢化・生産年齢人口の減少といった課題に対応しながら、トラック運送事業を安定的に維持・発展させていくためには、それを補うだけの労働生産性の向上が必要です。

政府は、平成27年6月に「サービス業の生産性向上協議会」を開催し、安倍晋三内閣総理大臣出席のもと、トラック運送業を含む5業種において、生産性向上に向けた課題解決を図る活動を展開することとされました。以降、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」との合同開催により「トラック運送業の生産性向上協議会」を開催しており、平成29年6月、平成30年2月には総理大臣官邸で開催された「生産性向上国民運動推進協議会」において、トラック運送業におけるこれまでの取り組みの成果を発表しました。このほか、国土交通省・経済産業省・農林水産省は、トラック輸送の生産性向上や物流の効率化、多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に

向けて、荷主・国民・物流事業者等の関係者が連携して取り組む「ホワイト物流」推進運動を平成31年3月から広く展開しています。

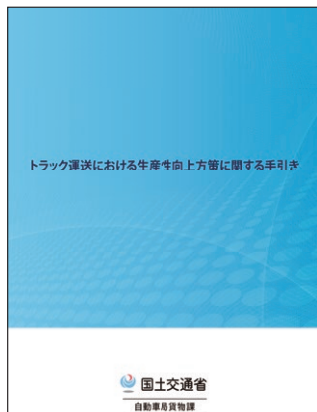
また、国土交通省ではトラック運送事業者が実働率・実車率・積載率といった指標（KPI）を向上させることにより生産性向上に取り組めるよう、その方策と事例を取りまとめた「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」を作成・公表しています。さらに、トラックに関連する分野では、トラック輸送の省人化に向けた「ダブル連結トラック」の対象路線の拡大や「トラック隊列走行」の実証実験、新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用の方方向性に係る検討、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を行う「重要物流道路制度」など、さまざまな取り組みを展開しています。



安倍晋三総理大臣主導で開催された「生産性向上国民運動推進協議会」
(平成29年6月21日、総理大臣官邸)



大型トラック2台分の貨物が積載可能なダブル連結トラック



国土交通省が生産性向上の方策と事例を取りまとめた「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」



「ホワイト物流」推進運動への参加を促すパンフレット



新東名高速上り方向を走行するトラックの隊列
(平成31年1月22日、静岡県磐田市)

監査、行政処分を強化

国土交通省は平成25年10月、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の抜本的な見直しを行いました。平成24年4月に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大事故を踏まえて、効果的・効率的な監査の実施および実効性のある行政処分の実施を図るため、改正したものです。

悪質・重大な法令違反に対する行政処分が厳格化され、営業所に運行管理者や整備管理者が全く選任されていない場合や、恒常的に全運転者に対して点呼を実施していない場合、運転者の乗務時間等基準が著しく遵守されていない場合などの重要な法令違反に対しては、従来の違反点数の積み上げではなく、即時30日間の事業停止となりました。また、乗務記録の記載不備などの軽微な違反については行政指導にとどめるなど、メリハリをつけた内容となっています。

国交省は同時に、適正化事業実施機関との連携を強化し、点呼を全く行っていないなどの悪質な違反を同

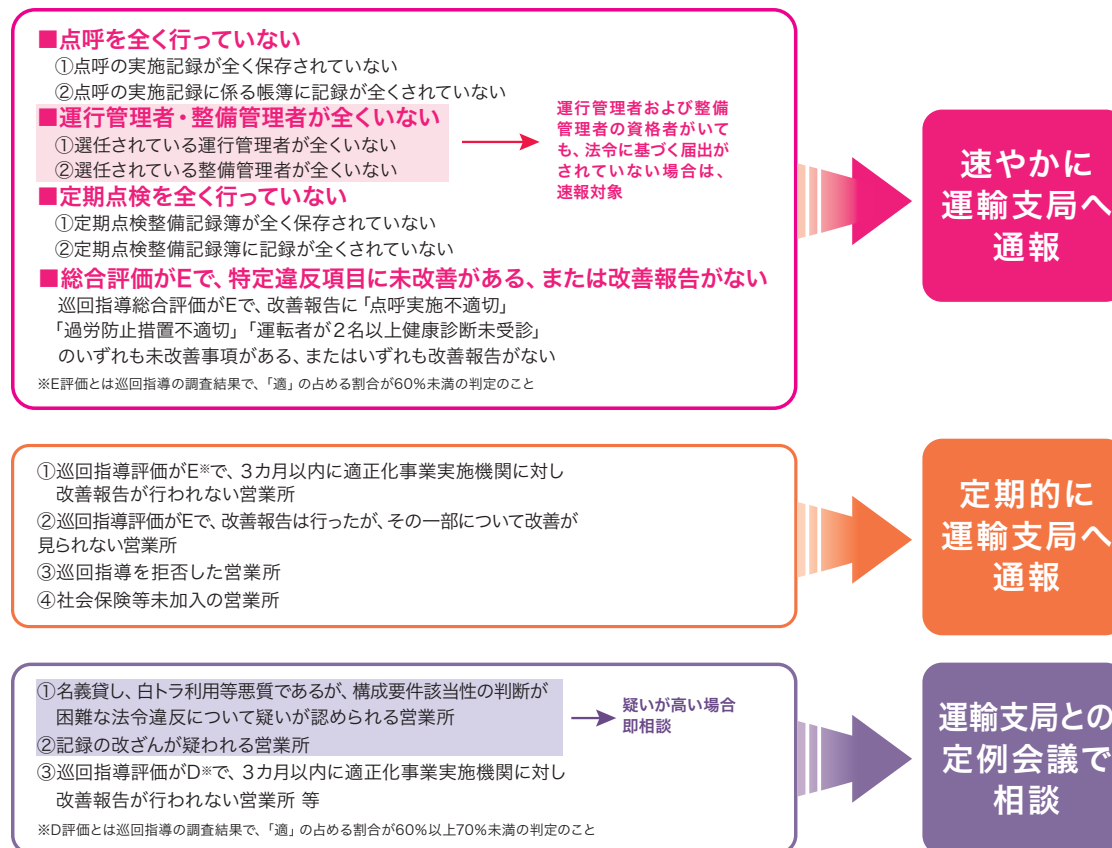
機関が巡回指導時に確認した場合に、運輸支局に速報する制度を導入しました。速報後は運輸支局が速やかに監査に入りますが、30日間の事業停止処分を行ったり、監査を待たずに自主廃業した事業者もあるなど、一定の成果をあげています。

平成30年7月からは、過労防止関連違反等に係る処分量定が引き上げられるとともに、行政処分により使用停止となる車両数の割合も最大5割に引き上げられました。

平成30年12月には、貨物自動車運送事業法の一部が改正され、「規制の適正化」、「遵守事項の明確化」等が図られました。これに伴い、令和元年11月からは、巡回指導の総合評価がEで特定違反項目に未改善、または改善報告がない事業者も速報対象となりました。

また、社会保険等の未加入・未納対策が強化され、保険料の未納に対しても20日車の行政処分が新設されました。

適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への報告制度の概要（最終改正：令和元年11月1日）



資料：国土交通省

高度情報化社会を迎えて

ICT活用で輸送効率や安全対策を向上

インターネットに代表される、ICT（情報通信技術）の飛躍的な普及・発展により、物流にも大きな変化をもたらされています。特に大手メーカーでは、商品の生産から販売を通じた物流全体を管理するSCM（サプライチェーン・マネジメント）が普及し、その際の、ICTを活用した高度な物流システムの構築が大きなテーマとなっています。

特に、最近では移動体通信システムを利用してさまざまな車両管理情報を提供する「テレマティクス」が普及しています。GPS（全地球測位システム）機器を活用した車両位置情報や燃費、ドライバーの運転操作情報といった運行情報を管理する車両動態管理システムもそのひとつで、デジタルタコグラフや専用車載端末で収集した情報を事務所のパソコンでリアルタイムに把握することができ、安全運転や省エネ運転を可視化するとともに、車両の運行・動態管理を通じて輸送の効率化に役立てることができます。

また、配車支援・計画システムは、受注情報（荷物）を車両（ドライバー）に効率的に割り当てるシステムで、受注情報をもとに配送当日の荷物のピッキング作業、積み込み作業、トラックの配車や配送ルート等を自動計算し、その結果をパソコンの画面や紙面に出力、また、ドライバーや倉庫作業係などに指示するなどの一連の業務を支援します。

一方、I T点呼は、T V電話やカメラなどI T機器とアルコール検知器等で構成される設備を通して運行管理者とドライバーが対面で行う点呼で、深夜・早朝、営業所と車庫が離れているなどの場合でも点呼が実施でき、ドライバーおよび点呼者の労働時間短縮が図れるほか、特定の営業所の点呼者に点呼を任せられるなど、点呼業務を効率化することができます。さらに、ロボットを点呼補助器として活用するロボット点呼も注目されています。

「働き方改革」が求められるなか、このような、ICTの活用により、輸送効率向上をはじめ、安全対策の推進、環境への負荷低減が進むものと期待されています。

なお、国土交通省は令和元年に、トラック運送事業の生産性向上等に資する手引きとして、I Tツールの機器ごとの導入効果やI Tツールを活用した長時間労働改善等に向けた取り組みを紹介する「中小トラック運送業のためのI Tツール活用ガイドブック」を、また、同年に、過労運転等による重大事故の発生につながる運転者の長時間労働是正に向けて、運送事業者における適切な運行管理等に役立つICTを紹介した「適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブック」も作成・公表しています。



国土交通省が作成した「適切な運行管理と安心経営のための ICT 活用ガイドブック」(左)と「中小トラック運送業のための IT ツール活用ガイドブック」(右)

ETC 2.0の活用

国土交通省などの関係省庁が進めるITS（高度情報交通システム）を活用したトラックの安全対策や物流効率化に期待が寄せられています。トラックに関係する分野で中心となるのは「ETC2.0サービス」です。大容量の双方向通信が可能なスポット通信（5.8GHz帯/DSRC：Dedicated Short Range Communications）で、高速道路などに設置された通信スポットと走行車両が双方向通信を行うものであり、広域的な道路交通情報などの提供が可能となるほか、平成28年1月からは、特殊車両通行許可の簡素化（特車ゴールド）が実施されています。このほか、走行履歴や経路情報などのビッグデータを活用した車両運行管理支援サー

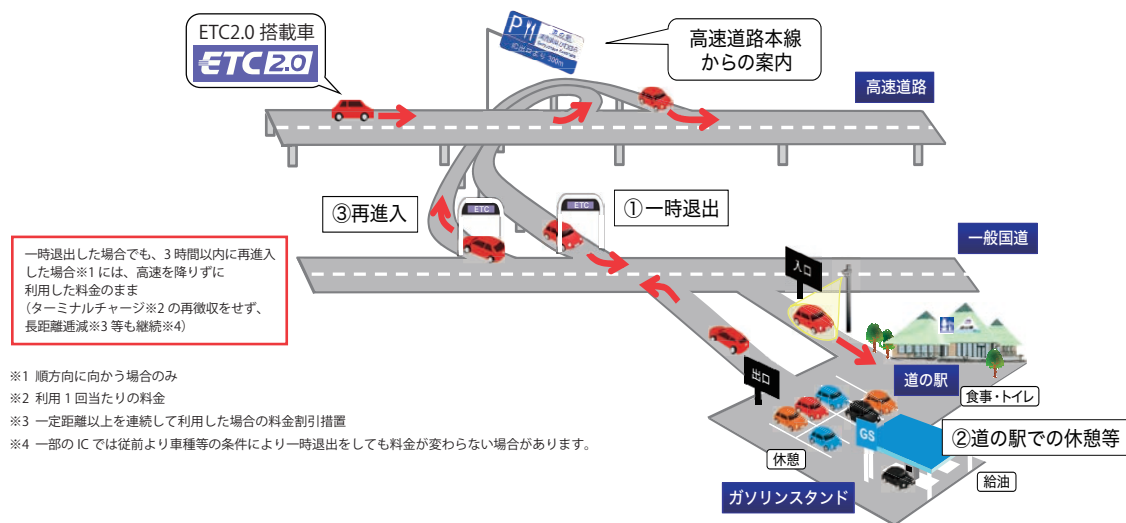
ビスについても平成28年2月から社会実験が行われ、平成30年8月から本格的に導入されています。

また、ETC2.0車載器の搭載による料金割引については、大口・多頻度割引について令和3年3月末まで最大割引率が50%になる（自動車運送事業者のETC2.0搭載車が対象）ほか、圏央道等の利用について平成28年度から約2割引となっており、大口・多頻度割引の対象道路となっています。

さらに、高速道路を一時退出した場合でも3時間以内に再進入した場合、高速道路を降りずに利用した料金のままとする実験が、令和2年3月末現在、全国23か所の道の駅で実施されています。

ETC2.0によるサービスの概要

【高速道路の一時退出を可能とする措置】



高速道路からの一時退出を可能とする料金の実験を実施する「道の駅」一覧(令和2年3月末現在)

●数字は平成29年度から実験を開始した3か所、○数字は平成30年3月から実験を開始した17か所、●数字は令和元年度に実験を開始した3か所（※各地方整備局が発表した資料および道の駅公式HP等を基に全ト協で作成、計23か所）

No	道の駅			高速道路・IC	実験開始日	No	道の駅			高速道路・IC	実験開始日
	名称	所在地	大型車駐車スペース数				名称	所在地	大型車駐車スペース数		
①	「玉村宿」	群馬県玉村町	22	関越道・高崎玉村スマートIC	平成29年5月27日	⑧	「若狭おばま」	福井県小浜市	7	舞鶴若狭道・小浜IC	平成30年3月24日
②	「もっくる新城」	愛知県新城市	13	新東名・新城IC	29年6月24日	⑨	「アグリ郷栗東」	滋賀県栗東市	3	名神高速・栗東IC	30年3月24日
③	「ソレーネ周南」	山口県周南市	42	山陽道・徳山西IC	29年7月15日	⑩	「丹波おばあちゃんの里」	兵庫県丹波市	13	舞鶴若狭道・春日IC	30年3月24日
④	「おりつめ」	岩手県九戸村	14	八戸道・九戸IC	30年3月24日	⑪	「奥大山」	鳥取県江府町	6	米子道・江府IC	30年3月23日
⑤	「村田」	宮城県村田町	4	東北道・村田IC	30年3月24日	⑫	「むいかい温泉」	島根県吉賀町	2	中国道・六日市IC	30年3月23日
⑥	「猪苗代」	福島県猪苗代町	16	磐越道・猪苗代磐梯高原IC	30年3月24日	⑬	「舞鶴IC千代田」	広島県北広島町	12	中国道・千代田IC	30年3月23日
⑦	「ごか」	茨城県五霞町	67	圏央道・五霞IC	30年3月24日	⑭	「来夢とこうち」	広島県安芸太田町	8	中国道・戸河内IC	30年3月23日
⑧	「保田小学校」	千葉県館南町	5	富津館山道・館南保田IC	30年3月24日	⑮	「霧の森」	愛媛県四国中央市	2	高知道・新宮IC	30年3月24日
⑨	「しらね」	山梨県南アルプス市	4	中部横断道・白根IC	30年3月24日	⑯	「彼岸の荘」	長崎県東彼杵町	3	長崎道・東のぞきIC	30年3月24日
⑩	「親不知ピアパーク」	新潟県糸魚川市	15	北陸道・親不知IC	30年3月24日	⑰	「えびの」	宮崎県えびの市	6	九州道・えびのIC	30年3月24日
						⑱	「木更津うまくの里」	千葉県木更津市	10	圏央道・木更津東IC	令和2年2月1日
						⑲	「みまの里」	徳島県美馬市	3	徳島道・美馬IC	元年12月20日
						⑳	「人吉」	熊本県人吉市	7	九州道・人吉球磨スマートIC	元年8月10日

2 全日本トラック協会の取り組み

社会と共生し、環境にやさしい トラック輸送の実現

安全は最重要課題 27

労働災害の防止 32

地球環境を守るために 34

適正化事業の推進 39

万全を期す緊急輸送体制 41

安全は最重要課題

飲酒運転の根絶、交通事故撲滅を目指し、各種対策を推進

国土交通省は、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、第10次交通安全基本計画の計画期間（2017年～2020年まで）に合わせた「事業用自動車総合安全プラン2020～行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築～」を策定し、平成29(2017)年6月30日に公表しました。国交省では、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」で検討した結果、バス、タクシー、トラックなど各業態別の死者数、交通事故件数等の目標値を新たに定め、以下の6つの重点施策を示し、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事業用自動車に関係する交通事故の削減に取り組むことを求めています。

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの

構築

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
3. 自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進
4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策
5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応
6. 道路交通環境の改善

全日本トラック協会では、同プランが定めた事業用トラックが第1当事者となる交通事故による「死者数200人以下」、「事故件数12,500件以下」、「飲酒運転ゼロ」の目標を2020年中に達成できるよう、これまでの交通事故防止対策を更に充実強化して取り組むこととしています。

トラック事業における総合安全プラン2020の概要

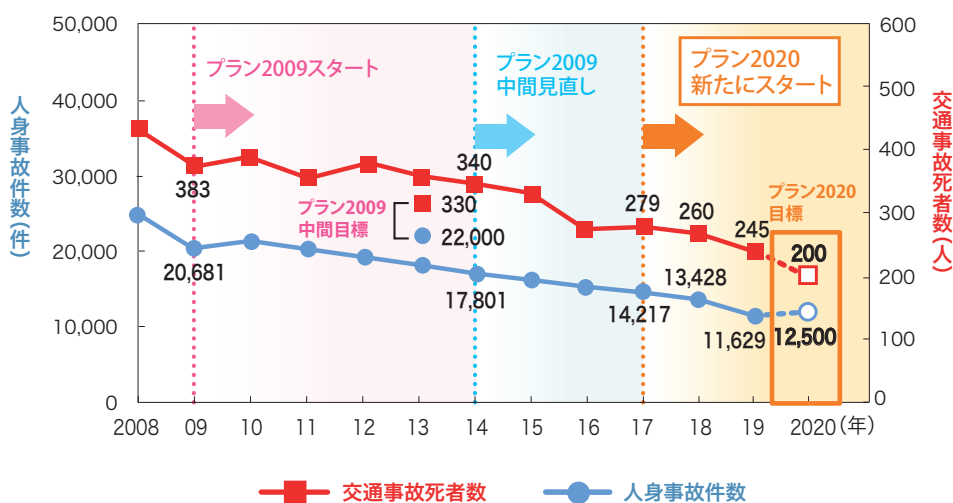
基本目標

世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事故の削減に取り組む

数値目標

- ① 2020年までに、交通事故死者数を**200人**以下
- ② 2020年までに、人身事故件数を**1万2,500件**以下
- ③ 飲酒運転ゼロ

営業用トラックの数値目標の設定



資料：全日本トラック協会

また、目標達成に向け、当面の重点削減目標と具体的促進策を定めています。重点削減目標としては、事業用トラックを第1当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5件」以下とし、この数値を都道府県（車籍別）の共通目標としています。この重点削減目標に向けた具体的促進策としては、「事業用トラック重点事故対策マニュアルに基づいた各種セミナーの開催・受講の促進」「飲酒運転撲滅運動の推進」「ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進」を掲げています。

一方、事業用トラックが関係する交通事故の発生状況等をみると、ドライバーの安全意識の高揚や、安全運転技能の向上が課題となっており、トラック運送業界を挙げた従業員教育の充実強化が必要不可欠です。

特に、中小事業者を中心として安全教育訓練に要す

る時間やコストが負担となり、実践的な教育訓練実施の機会が不足しています。

こうした状況を踏まえ、全ト協では、当協会が指定する総合的な安全教育訓練施設にドライバー等を派遣して訓練を実施しようとするトラック運送事業者に対し、「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度」による助成を行っています。

さらに、事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令および車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進を図るため、毎年、「全国トラックドライバー・コンテスト」を開催しています。なお、最高得点者には「内閣総理大臣賞」が贈られています。

交通事故ゼロを合い言葉に、毎年開催される 全国トラックドライバー・コンテスト

令和元年 10月26～27日にかけて開催された第51回大会



ドライブレコーダの普及を促進

ドライブレコーダは、事故や急加速・急減速などの異常な動きが生じた際に、走行中の映像を記録し、この記録を活用することで事故防止に役立てることが出来ます。

全日本トラック協会では、ドライブレコーダで記録された「ヒヤリハット映像」をKYT（危険予知トレーニング）向けに編集し、「Web版ヒヤリハット集」としてホームページ上で公開しています。

また、トラックに特化した「ドライブレコーダ導入の手引き」と「ドライブレコーダ活用マニュアル」を作成し、普及促進に努めています。

全国的に導入が進むドライブレコーダ



全日本トラック協会のホームページで公開している「WEB版ヒヤリハット集」



ヒヤリハット事例の映像とそこに潜む危険の解説が閲覧できる



トラック運送事業者向けの視点から作成された「導入の手引き」と「活用マニュアル」

健康起因事故、飲酒運転の根絶

全日本トラック協会では、近年、健康に起因した事故増加が懸念される中、事業者や運行管理者がより適切な健康管理を実施できるよう、「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を作成し、啓発しています。また、平成30年3月には、「過労死等防止計画」を策定し、セミナーを全国展開するなどにより、8項目の対策を推進することで、令和4（2022）年までの5年間で脳・心臓疾患による過労死等の発症を2割削減することを目指しています。

さらに、居眠り運転につながる「睡眠時無呼吸症候群」（SAS：Sleep Apnea Syndrome）の対策として、上記マニュアルで解説するほか、スクリーニング検査の助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などの把握に努めています。

加えて、全ト協では、過労死や健康起因事故等の要因となる高血圧予防のため、業務用全自動血圧計導入に対する助成事業を平成30年度から開始しました。

そのほか、『過労死等防止計画』の対策4に掲げた「点呼におけるドライバーの疲労・健康管理の強化」

に基づき、ドライバー自ら、健康管理の推進と健康に対する意識改革につなげることを目的とした『あなたのためのトラックドライバーセルフケアチェックノート』を作成するとともに、対策5に掲げた「定期健康診断（法定）の完全実施とフォローアップ」に基づき、定期健康診断の事後措置の徹底を図る支援の一環として、「運輸ヘルスケアナビシステム[®]」を実施しています。同システムは、定期健康診断結果のデータをエクセルデータ化して、肥満、高血圧、高血糖などのハイリスク者の見える化をし、予防対策の推進を図るサポートをするものです。

飲酒運転根絶については、平成18年2月に策定した、「飲酒運転防止対策マニュアル」を令和元年9月および令和2年4月に改定し、アルコール検知器の活用を促してきました。また、平成25年度からは、飲酒運転を防止するための呼気吹き込み式アルコールインターロック装置および携帯型アルコール検知器の導入助成も行っています。



健康起因事故防止マニュアル



過労死等防止計画



運行管理者のための血圧計活用のポイント



セルフケアチェックノート



飲酒運転を防止するための呼気吹き込み式アルコールインターロック装置



アルコール検知器の導入義務化によって点呼時に実施される検知器を使用した酒気帯びの有無の確認



飲酒運転防止対策マニュアル

「準中型自動車免許」に取得助成

平成29年3月の改正道路交通法施行により、準中型自動車免許（下表）がスタートしました。これにより、高校新卒者（18歳）をはじめとする若年ドライバーの雇用拡大に向け大きく前進し、労働力不足対策への期待が高まっています。全日本トラック協会では、こうした若年労働者を確保するため、平成29年度から準中型免許取得助成事業を開始しました。

一方、国土交通省においても、初任運転者のほか、一般の運転者に対する指導監督の指針を改訂し、運転

者の教育の充実強化を図ることとしました。

これを受け、全ト協では、若年運転者の確保とともに、新たな指針に基づいた研修テキストを制作するなど、初任運転者の一層の安全確保対策に取り組んでいます。

なお、トラック運送業界の運転者不足改善のため、大型・中型自動車免許の受験資格の緩和等を内容とする改正道路交通法が令和2年6月10日に公布され、令和4年6月までに施行されることになりました。

■ 免許制度見直しの概要

旧 制 度				新 制 度			
自動車の種類	車両総重量	第一種免許の種類	受験資格	自動車の種類	車両総重量	第一種免許の種類	受験資格
大型自動車	11トン以上	大型自動車免許	・21歳以上 ・普通免許等保有通算3年以上	大型自動車	11トン以上	大型自動車免許	・21歳以上 ・普通免許等保有通算3年以上
中型自動車	11トン未満 5トン以上	中型自動車免許	・20歳以上 ・普通免許等保有通算2年以上	中型自動車	11トン未満 7.5トン以上	中型自動車免許	・20歳以上 ・普通免許等保有通算2年以上
普通自動車	5トン未満	普通自動車免許	・18歳以上	準中型自動車	7.5トン未満 3.5トン以上	準中型自動車免許	・18歳以上
				普通自動車	3.5トン未満	普通自動車免許	・18歳以上

資料：警察庁資料を基に作成

■ 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要

平成29年3月12日施行

●第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】 ○「一般的な指導及び監督の内容」

題 目	改正後の追加内容
①「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	・該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する ・危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	改正なし
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	・医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる ・規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

上記事項を実施するための期間▷上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

●第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】 ○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◆一般的な指導及び監督内容を実施／◆上記内容を座学および実車を用いることにより実施→6時間以上→15時間以上（座学のみ）※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導／◆実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導→【新設】20時間以上

労働災害の防止

労働災害防止への取り組み

厚生労働省によると、令和元年(確定値)の陸上貨物運送事業における労働災害発生状況は、死亡災害者数が101人、休業4日以上(休業4日以上)の死傷災害者数では1万5,382人で、全産業のおよそ死亡災害で12.0%、死傷災害で12.2%を占めています。

こうした事故の約7割は荷役作業時に発生しており、さらにそのうちの7割は荷主や配送先等で発生し

ています。労働災害を防止するには、配送先での作業環境の整備など、荷主の協力が不可欠といえます。

全日本トラック協会では、主要荷主団体に協力依頼文書を発信したほか、荷主業界団体及び傘下会員へのリーフレット配布、都道府県トラック協会を通じた会員事業者へのリーフレット配布、荷主業界専門紙等への広告掲出など、各種広報活動を実施しています。

労働災害発生状況の推移(単位:人、確定値)

区分	年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元
死亡災害者数	全産業	1,093	1,030	1,057	972	928	978	909	845
	陸上貨物運送事業	134	107	132	125	99	137	102	101
死傷災害者数 (休業4日以上)	全産業	119,576	118,157	119,535	116,311	117,910	120,460	127,329	125,611
	陸上貨物運送事業	13,834	14,190	14,210	13,885	13,977	14,706	15,818	15,382

資料: 厚生労働省



荷役作業時の事故防止を呼びかけるリーフレット



「トラック荷台からの転落を防ぐために」リーフレット

安全運行を支えるトラックステーション

全国の主要国道沿いに設置されるトラックステーションは、長距離運行に従事するドライバーをサポートするため、全日本トラック協会が管理・運営しています。

休憩、仮眠、入浴、食事ができる福祉施設に加え、ドライバーが業務上の連絡を取れる運行情報センターを設置しています。

主要国道沿いに設置されているトラックステーション(TS) 令和2年3月末現在



平成30年4月にリニューアルオープンした東神TSはコンビニエンスストアを併設している



女性専用シャワー施設の拡充など女性ドライバーの利用しやすい環境整備もすすめられている(東神TS)



長距離運行の大型トラック、トレーラなどの休息・休憩などに活用されているTS駐車場(大分TS)



食事、入浴、宿泊などを備えた施設も人気がある(名古屋TS)

地球環境を守るために

環境対策で数値目標設定

全日本トラック協会は、平成26年3月に「新・環境基本行動計画」を策定し、その普及を進めています。さらに、日本経済団体連合会の「低炭素社会実行計画」に参画し、CO₂の削減に向けて取り組みを推進しています。同実行計画の2030年度に向けたCO₂削減目標としては、「営業用トラックの輸送トンキロ当たりCO₂排出原単位を平成17年度比31%減とする」というものです。今後の環境対策を一層効果的に推進し

ていくため、地球環境対策では、エコドライブの普及促進やアイドリングストップの徹底、先進環境対応車の導入促進などに取り組んでいます。

なお、令和2年度では、トラック運送業界として「SDGs」（持続可能な開発目標）への取り組み方法等について調査・分析を行い、次期「環境基本行動計画」の策定に向けた検討を進めることとしています。

地球環境対策メニューと基本指針

対 策		基 本 方 針
①	エコドライブの普及促進	エコドライブの重要性を認識し、エコドライブの徹底および燃料管理手法の確立により、全ての車両の燃費改善に努めます。
②	アイドリングストップの徹底	アイドリングストップの励行を徹底します。
③	先進環境対応車の導入促進	車齢の高いディーゼル車を中心として、先進環境対応車への代替えに努めます。
④	輸送効率化の推進	一層の輸送効率向上を図るため、実車率および積載率の向上に努めるとともに、共同輸配送、車両の大型化および情報化などを積極的に推進します。
⑤	騒音の低減	地域環境に配慮し、騒音の少ない運転を励行するなどにより騒音の低減に努めます。
⑥	廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進	使用済み車両資材および点検整備等で生じる廃棄物などの適正処理やリサイクルに努めます。また、輸送用梱包資材などの繰り返し利用（リユース）とリサイクル化の推進に努めます。
⑦	環境啓発活動の推進	「新・環境基本行動計画」の周知徹底を図るとともに、内外へ向けてトラック運送業界における環境負荷低減に向けた取り組みへの理解を求めます。また、各トラック運送事業者は、環境を重視した企業理念の徹底を図ります。
⑧	国等への協力要請	「新・環境基本行動計画」の推進と実効性を高めるため、環境負荷低減に向けた政策提言や関係各機関への要望活動を積極的に推進します。
⑨	カーボン・オフセット※の活用	カーボン・オフセット制度を有効に活用します。
⑩	関係行政機関および団体との協調	関係行政機関および団体による各種環境対策の枠組みに積極的に参加し、国や関連団体との協調を図ります。

※自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること



具体的な経済効果なども説明し、アイドリングストップの徹底を呼びかけている

多様化する環境対策

全日本トラック協会では平成21年度から、エコドライブ普及促進活動を環境対策の柱の1つとして位置付け、展開しています。これまでも啓発資料の配布やEMS（エコドライブ・マネジメントシステム）車載機器導入への助成を実施しています。

また、平成21年度からは国の活動にあわせて毎年11月を「エコドライブ推進強化月間」としているほか、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団（エコモ財団）が実施する「エコドライブ活動コンクール」を後援して、多くの事業者が参加できるよう周知を図っています。

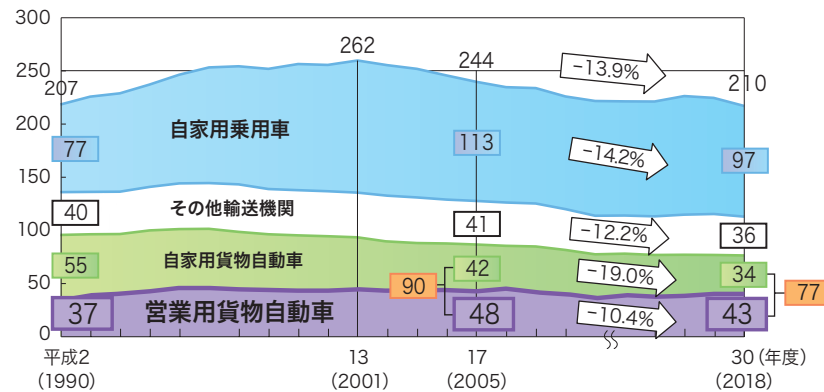
さらに、環境負荷の少ない事業運営である「グリーン経営」の普及にも積極的に取り組んでいます。これ

は、エコドライブや先進環境対応車の導入など一定レベル以上の取り組みを行っている事業者をエコモ財団が審査のうえ、認証、登録する制度です。

同財団が令和2年に公表した調査結果（平成30年度調査）によると、認証取得事業者の取得2年後の平均燃費は、車両総重量8トン以上並びに8トン未満のトラックで取得時と比較して3.2%向上していることが分かっています。また、トラックの認証取得後1年目の交通事故件数は前年比で24.7%減、走行距離あたりの車両故障件数は18.9%減という結果が出ています。なお、令和2年5月29日現在で、全国5,246事業所のトラック運送事業所がグリーン経営認証登録されています。

運輸部門のCO₂排出量の推移

（百万トン-CO₂）

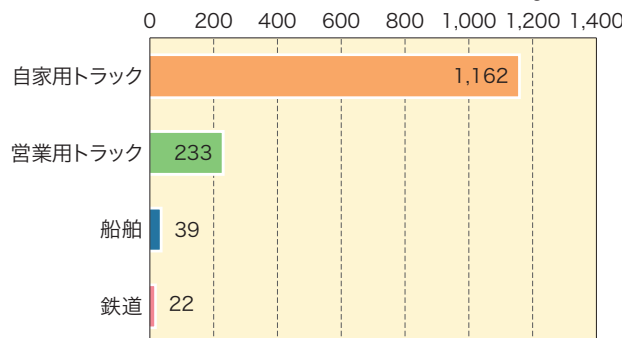


資料：環境省

（注）：その他輸送機関＝バス、タクシー、鉄道、船舶、航空

輸送量当たりのCO₂排出量（貨物・平成30年度）

（g-CO₂/トンキロ）



資料：国土交通省

大気汚染は十分に改善へ

環境省が公表した平成30年度の大気汚染状況の測定結果によると、全国の二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成率は、一般環境大気測定局（一般局・1,233局）で100%、沿道の自動車排出ガス測定局（自排局・390局）で99.7%であり、一般局では平成18年以降すべての有効測定局で達成し、自排局ではほぼ横ばいで推移しました。

また、自動車NO_x・PM法の対策地域における環境基準達成率についても、一般局（399局）では13年連続で100%、自排局（208局）では99.5%で前年度と同水準で推移しました。

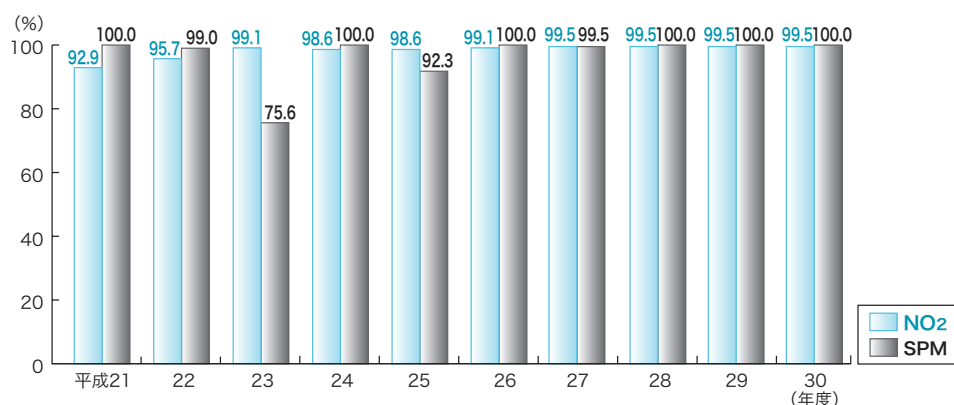
一方、全国の浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率は、一般局（1,292局）で99.8%、自排局（384局）では100%であり、一般局、自排局ともに横ばいで高

い水準で推移しています。

なお、自動車NO_x・PM法の対策地域については、一般局（406局）、自排局（203局）とも100%の達成率であり、両局とも3年連続、一般局では4年連続で環境基準を達成するなど、大気汚染は十分に改善されていました。

これは、トラック運送事業者が、経営環境が厳しいなかでも、最新規制適合車への代替や先進環境対応車の導入を積極的に進めてきた成果といえます。

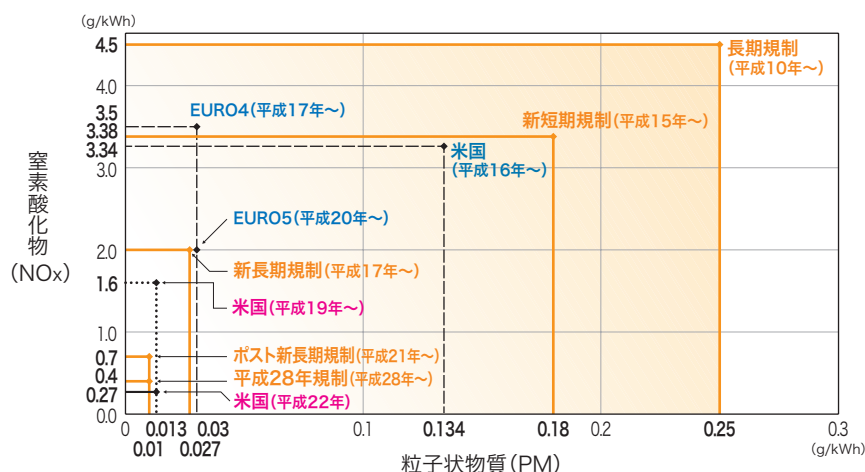
トラック運送業界では、車両代替のための独自の融資制度を設け、さらに、先進環境対応車については国や地方自治体と協調した助成制度を設けて、更なる大気汚染の改善に尽力し続けます。

自動車NO_x・PM法対策地域におけるNO₂・SPMの環境基準達成率の推移

資料：環境省

(注)：自動車排出ガス測定局（自排局）の達成率

ディーゼル重量車の排出ガス規制値の比較



資料：国土交通省自動車局、日本自動車会議所「数字でみる自動車2018」

石油代替燃料の普及に向けて

環境対策の柱の1つとなるのが先進環境対応車の普及促進です。

トラックの燃料は大半を石油に依存しているため、大規模災害時への備えや、安定したトラック輸送体制の確保およびエネルギーセキュリティの観点から天然ガス自動車（NGV）の普及対策が重要となります。

NGV 普及のための車両に係る主な課題として、高価な車両価格、修理・保守費用、燃料・インフラに係

る課題として、天然ガス価格の低廉化、スタンド数増加などインフラ整備が指摘されています。政府等に対しては、天然ガス価格の一層の低廉化、天然ガススタンドの本格整備、天然ガストラック供給体制の拡大および性能向上、荷主・地域等との連携および運送事業者の自助努力による普及促進、トラック運送分野における天然ガスの本格的利用促進についての明確な方針樹立などを要望しています。



企業がグループを組織して設置した CNG 充填スタンド

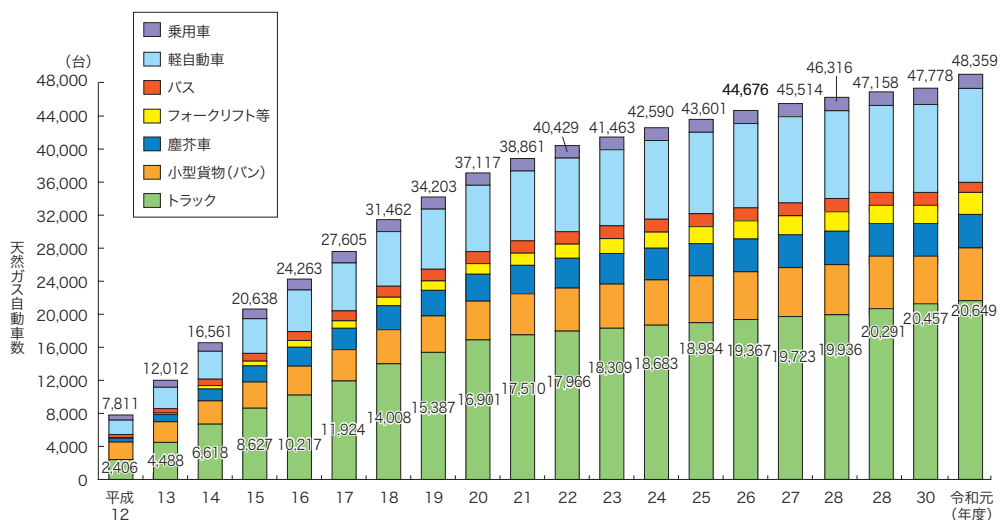


導入が進む先進環境対応車



大型天然ガストラック

天然ガス自動車導入台数の推移



資料：(一社) 日本ガス協会

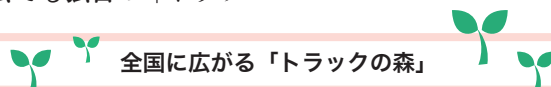
「トラックの森」づくり事業の推進

全日本トラック協会では平成15年度から、「トラックの森」づくり事業を推進しています。森林の育成を通じて地球温暖化を防止することが主な目的で、国有林などのなかに1ヘクタール程度のフィールドを「トラックの森」として設定し、森林保全のため地域のボランティア等に協力して諸活動を行う社会貢献事業です。

また、各都道府県トラック協会でも独自の「トラッ

クの森」づくり事業が進められており、全国各地にこの取り組みが広がっています。

京都議定書で定められたわが国のCO₂排出量6%削減目標のうち、3.8%は森林による吸収で賄うことになっており、健全な森林の整備や国民参加の森づくりが求められています。また全ト協では、「美しい森林づくり全国推進会議」にも参加しています。



回数	植樹年月日	植樹場所
第1回	平成15年10月3日	悟入谷国有林 34林班ろ3小班（三重県いなべ市）
第2回	16年9月27日	恵庭国有林（北海道恵庭市）
第3回	17年10月26日	真壁公園内（沖縄県糸満市）
第4回	18年10月1日	日本海東北自動車道 豊栄SA上下線（新潟県新潟市）
第5回	19年9月26日	長船美しい森内（岡山県瀬戸内市）
第6回	20年9月24日	外山第一国有林（岩手県盛岡市）
第7回	21年10月14日	えひめ森林公園内（愛媛県伊予市）
第8回	22年9月19日	湘南国際村めぐりの森内（神奈川県横浜須賀町）
第9回	23年10月5日	銀閣寺山国有林内（京都府京都市）

回数	植樹年月日	植樹場所
第10回	24年10月17日	伝倉沢町有林（静岡県周智郡森町）
第11回	25年10月8日	茨戸川緑地（北海道札幌市北区）
第12回	26年10月8日	鳥羽公園（福岡県飯塚市有安）
第13回	27年9月30日	石川県森林公園（石川県河北郡津幡町）
第14回	28年12月6日	とっとり花回廊「いやしの森」（鳥取県西伯郡伯耆町）
第15回	29年10月2日	岩沼潮除須賀松の森（宮城県岩沼市）
第16回	30年10月9日	綾川町滝宮財産区有林（香川県綾歌郡綾川町）
第17回	令和元年10月1日	十太夫近隣公園（千葉県流山市）



適正化事業の推進

トラック運送事業の適正化

貨物自動車運送事業法に基づき、全日本トラック協会は国土交通大臣から全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に、また、都道府県トラック協会は地方運輸局長から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されており、業界全体でトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

全国実施機関では、地方実施機関に配置されている適正化事業指導員に対する各種研修などを 実施しています。

指導員の業務で中心となるのがトラック運送事業者

への巡回指導です。巡回指導は事業所単位で、原則2年に1回の訪問を目安として行われています。巡回指導では、事業計画、運行管理、車両管理、労務管理、法定福利などの項目について指導を実施します。これに加えて、アドバイスや業務相談など事業運営に係る情報提供も行うなど、トラック運送事業者の良きパートナーとして活躍しています。さらに、パトロール指導や一般消費者等からの苦情対応なども行っています。



巡回指導にあたる適正化事業指導員

地方適正化事業実施機関による指導実績の推移（全国統計）

項目		年度	平成 27	28	29	30	31/令和元
事業者への巡回指導	巡回件数（件）		26,767	28,161	27,292	26,799	25,807
	指導項目数（件）		79,977	79,769	79,399	76,732	65,800
パトロールによる指導	出動延台数（台）		6,612	6,233	5,952	6,031	6,472
啓発活動、関連会議、懇談会等の実施状況（回）			2,027	1,730	1,540	2,496	2,220
苦情処理	事業者（件）		129	126	100	134	147
	荷主（件）		5	3	6	11	6
	一般消費者※（件）		1,548	1,779	1,716	1,754	1,734

※匿名を含む

資料：全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）

安全の証し「Gマーク」

平成15年度から、貨物自動車運送事業者の安全対策への取り組みを評価して公表する貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」が実施されています。利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めることがねらいで、令和元年度は、更新事業所を含めて計9,226事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。これにより、安全性優良事業所は計2万5,948事業所（令和2年3月現在）となっています。

この制度は、トラック運送事業者の安全性を、①

安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取り組みの積極性——の3つの評価項目を点数化し、合計点101点中80点以上であるとともに、各項目において基準点以上であることが求められるほか、社会保険等の加入が適正になされていることなど、厳しい認定要件をすべてクリアした事業所を「安全性優良事業所」として認定するものです。認定のシンボルマーク（通称Gマーク）は、高評価を得た事業所のみにも与えられる「安全の証し」といえます。

無事故・無違反の状況や安全性への取り組みの積極性が評価される「安全性優良事業所」



安全性優良事業所認定証

Gマークのポイント

ポイント1
事業所単位
の認定

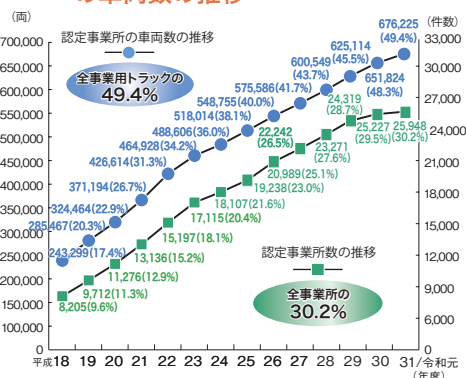
ポイント2
3テーマ・38項目
にわたる厳しい評価

ポイント3
評価委員会
による公平な評価



「安全性優良事業所」として認定された事業所のトラックに貼付されるステッカー

認定事業所数および認定事業所の車両数の推移



Gマークを貼付したトラックが年々増加している



平成24年度からは、Gマーク周知活動として、荷台にGマークデザインを施したラッピングトラックが走行している

万全を期す緊急輸送体制

ライフラインとしてのトラック

トラック輸送は、生活（くらし）と経済を支える「ライフライン＝命綱」であり、自然災害などの際にも重要な役割を果たしています。トラック運送業界では、自然災害などの緊急時に国や地方自治体と連携し、緊急・救援輸送を優先的かつ迅速に行っています。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、マグニチュード9.0という世界最大級の地震とともに、巨大な津波が太平洋沿岸を襲い、未曾有の大惨事となりました。トラック運送業界では、発災直後から業界をあげて被災地への救援物資の緊急輸送に取り組みました。また、平成30年7月の「平成30年7月豪雨」では国による緊急輸送として67台、都道府県による緊急輸送として199台、同年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、国による緊急輸送として9台、

都道府県による緊急輸送として34台のトラックが被災地に物資を届けました。令和元年9月、10月には台風15・19号が相次ぎ、同災害にも各トラック協会が緊急支援物資輸送を行いました。さらに、令和2年2月には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しました。

こうした、大震災時等の教訓から、全ト協は大規模災害発生時の被災地都道府県トラック協会との情報共有手段として、平成25年8月から、テレビ会議システムを導入、都道府県ト協でも順次導入を進めています。これにより、災害発生時に中央対策本部を置く全ト協と現地対策本部のある都道府県ト協との間で、被災地の情報を的確に共有できるようになりました。

主な緊急輸送の実績

災害名等	発生年月	輸送物資等
阪神・淡路大震災	平成 7年1月	食料品、日用品、毛布など
「ナホトカ号」重油流出事故	9年1月	重油回収用ドラム缶など
東日本集中豪雨	10年8月	日用品、毛布など
有珠山火山活動	12年3月	食料品、日用品など、JR貨物の代行輸送
三宅島火山活動	12年6月	簡易トイレ、カーペットなど
東海地区豪雨	12年9月	食料品、日用品、毛布など
宮城県北部連続地震	15年7月	食料品、日用品、毛布など
十勝沖地震	15年9月	毛布、日用品など、製油所火災消火剤
新潟県中越地震	16年10月	食料品、毛布など
新潟県中越沖地震	19年7月	食料品、毛布など
東日本大震災	23年3月	食料品、日用品、毛布など
九州北部豪雨	24年7月	食料品、毛布、土のうなど
広島土砂災害	26年8月	毛布、マット、土のうなど
関東・東北豪雨	27年9月	食料品、毛布など
熊本地震	28年4月	食料品、日用品、毛布など
平成30年7月豪雨	30年7月	食料品、日用品、ブルーシートなど
平成30年北海道胆振東部地震	30年9月	食料品、日用品など
令和元年 台風15・19号	令和元年9月、10月	食料品、日用品、ブルーシートなど
令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止	令和2年2月	防護服、食料品など

さらに、平成26年7月、大規模災害発生時には緊急物資輸送の中央司令塔としての役割を果たす「全日本トラック総合会館（全日本トラック防災・研修センター）」を竣工しました。非常用発電装置や備蓄倉庫を備え、さまざまな通信機能も備えた免震構造のビルです。さらに、同年8月、全ト協は「災害対策基本法」に基づく指定公共機関として、内閣総理大臣から指定されました。また、東日本大震災の経験や首都直下型地震等の被害想定を踏まえ、官民一体となった取り組み強化の一環として、防災の日を中心とした各種防災訓練を実施し、特に政府主催の広域医療搬送訓練に参加し、指定公共機関としての役割を果たすなど、今後とも名実ともに災害時緊急輸送の中核機能を果たすこと

が期待されています。

また、緊急物資輸送を円滑に行うためには、災害対策本部や末端の物資集積地等さまざまな現場において、的確に輸送計画を策定し、諸調整や現場の作業指示等を行うことが重要です。全ト協では、こうしたノウハウを有する人材を「災害物流専門家」と位置付け、災害物流専門家が果たすべき役割や、災害物流専門家を育成するための手法等について検討を行っています。

なお、全ての都道府県ト協では、自治体と災害時の輸送協定を締結し、いざという時のための万全の緊急輸送体制を構築しています。



東日本大震災の被災地に向け、支援物資を緊急輸送するトラック



送られた支援物資は、作業員により手際よく仕分けられる



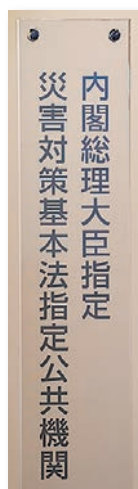
東日本大震災におけるトラックによる緊急輸送活動の記録をまとめた冊子



熊本地震でもトラックは機動力を発揮して被災地へ支援物資を緊急輸送した



関東地方を中心に甚大な被害をもたらした令和元年10月の台風19号で緊急輸送するトラック



平成26年8月からは内閣総理大臣より「指定公共機関」に指定された



緊急輸送車両への緊急給油ネットワークを整備

2 全日本トラック協会の取り組み

トラック運送事業の 健全な発展のために

人材の確保・育成に向けて 44

中小企業の経営改善 45

消費者サービスの向上 49

要望・陳情活動 50

国際交流の拡大 51

広報活動の展開 52

人材の確保・育成に向けて

人材確保・育成と教育研修

全日本トラック協会では、構造的な人手不足や少子高齢化等によりトラック運送業界の労働者不足の深刻化が懸念されるなか、若年労働力の確保・定着を図るため、インターンシップ導入促進支援事業や準中型免許取得助成事業を実施するほか、業界の社会的役割を積極的にPRし、トラックドライバーの職業としての魅力をアピールするなどの広報活動を行っています。また、女性の活躍を促進するため、行政と連携を取りながら労働環境の改善に努めています。さらに、平成27年度からは、若年・女性ドライバーの採用・定着、高齢ドライバーに長く続けていただくためのマニュアルを作成、人材確保セミナーを実施しています。平成31年4月には国土交通省とともに「女性ドライバー等にやさしいトラックのあり方検討会」を設置し、女性・高齢ドライバーが運転しやすいトラックのあり方についてまとめています。

一方、育成対策としては、平成10年度に、「物流経

営士」の資格を付与する資格制度を創設しました。業界の健全な発展と社会的地位の向上に向け、経営管理者層の人材育成を推進することが目的で、全ト協が資格認定することにより業界全体で研修意欲が高まり、人材養成事業が活発化することが期待されています。

また、新時代の物流に適切に対応できる事業経営者を育成するため「中小企業大学校講座受講促進助成制度」を実施しています。

さらに、事業経営を取り巻く環境が大きく変化しているトラック運送業界では、これらの変化に対応できる事業後継者（経営者）の育成が重要な課題となっています。全ト協では、次代を担う青年経営者のため平成25年度より青年部会を組織化し、また、女性活躍推進のため、平成29年度から女性部会を設立し、各種研修事業や社会貢献活動、先進的な事業への取り組みに対するバックアップ等を推進しています。



若年・女性・高齢ドライバーなどの人材確保のため
全国で開催されたセミナー



物流経営士の資格認定後も研修会等を通じて人的
交流などを図っている



物流経営士全員に配布さ
れた「物流経営士バッジ」



ドライバー不足解消のために
事業者が実行しやすい取組
みを紹介したパンフレット



就職を考える高校生にト
ruck運送業界をわかりや
すく解説したパンフレット



次代を担う青年経営者が集う青年部会全国大会



女性経営者が集う女性部会全国研修会



全国9校の中小企業大学校で開講している講座。
これまでに7,200人の企業人が受講している

中小企業の経営改善

原価管理の徹底による経営体質改善

トラック運送業界の低収益性の背景には、参入事業者数の増加等による競争激化のなかで、燃料価格の変動をはじめ、安全・環境・コンプライアンス経営に係るコスト増など、多くの課題が山積しています。特に、業界の約9割が経営資源に乏しい中小企業で占められ、大半が厳しい経営環境におかれています。

このような厳しい環境変化に対応するため、平成24年度からは、中小トラック運送事業者の原価意識の向上、原価管理の徹底による経営体質改善を図るため、全国で原価計算の一般的な算出手法や活用方法について解説するセミナーを開催しています。

特に、原価計算については、ホームページに「運賃原価.com」サイトを開設し、適正運賃収受や原価計算に係る各種資料のほか、簡易的に原価計算が行える「トラック運送業における原価計算シート」を提供しています。

また、セミナーでは車両別、輸送特性、業態別の原価計算など、演習のほか、生産性の向上、荷主との交渉力強化に向けた内容も取り入れています。

さらに毎年度、業界の指標となる「経営分析報告書」の作成と個別企業に対する経営診断に助成を実施しています。

運賃交渉の成功要因

要因1

- ・取引先はトラック運送事業者を変更できない関係になっている
- ・運送会社を変更すれば、貨物の汚破損・遅延等のリスクがある。

要因2

- ・充実した提案力があり、取引先からの満足度が高い

要因3

- ・他社との差別化を追求(他社と異なるポジショニング)特に、輸送品質向上の努力、運転者教育の徹底

要因4

- ・経営を計数で把握、数字が頭の中に入っている→原価意識が高い

要因5

- ・根拠のある運賃設計であれば、発注元は交渉を受け入れやすい

要因6

- ・事業者側から取引先を選別する意識が強い(交渉しても赤字なら自ら取引解消に持ち込む)

交渉に向けた実務の流れ

交渉準備1：交渉に向けた現状分析

交渉の事前準備として、現状分析を行います。取引先の状況(赤字、黒字)、運送の特性、自社における取引シェアなどについて分析します。

交渉準備2：取引関係のポジショニング分析

交渉の成否を分けるのは、取引先にとって自社はどのような存在か。つまり、自社のポジショニングについて、多面的な視点から分析します。

交渉準備3：適正運賃の水準を判断するための原価計算

原価計算により、適正運賃の水準と損益分岐点を把握します。

交渉準備4：交渉に向けた計画の立案

取引先ごとに交渉を行う計画が違いますので、それぞれの取引先の特性を踏まえた交渉に向けた計画を立案します。

交渉準備5：交渉資料の作成

交渉を成立させるための資料を作成します。取引先に提示すべき資料、提示しないほうがよい資料があります。

全国で開催される「原価計算活用セミナー」



「運賃原価.com」サイトと簡易的に原価計算が行える「原価計算シート」

資料：全日本トラック協会「令和元年度原価計算活用セミナー」テキスト

適正取引推進へ「自主行動計画」策定

トラック運送事業のほとんどは中小事業者であり、荷主等に対して立場が弱く「適正な運賃が収受できない」「荷主都合の待ち時間を余儀なくされている」などの課題があります。さらに、トラック運送事業に関しては、荷主との取引だけでなく、下請多層構造のなかで、元請運送事業者と下請運送事業者との間の取引環境にも課題があると指摘されています。

トラック運送事業者間の取引に関しては、官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」における議論を踏まえ、平成28年11月に、根本幸典国土交通大臣政務官から全日本トラック協会に対し、大手事業者を中心に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」を策定するように要請を受けました。

これを踏まえ全ト協では、平成29年3月に「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」を策定しました。同計画では、(1) 適正取引推進に向けた取組として、「附帯作業・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの明確化や、下請事業者との取引について原則100%の書面化」、(2) 多層化構造の改善として、「全ての取引について原則2次下請までに制限や、改善基準告示違反の可能性のある運送は下請事業者への依頼を禁止」、(3) 荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組として、「発着荷主や下請運送事業者と連携し、附帯作業や荷待ち時間等の業務改善」など、全46の具体的な取組事項について定めた計画内容となっています。

トラック運送業における 適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画

自主行動計画における重点課題に対する取組事項

適正取引推進に向けた 重点課題に対する取組

1. コスト負担の適正化に関する取組 (7項目)
2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組 (6項目)
3. 契約書面化推進に関する取組 (10項目)
4. 支払条件の適正化に関する取組 (4項目)

荷主と下請運送事業者 の協働による課題解決 に向けた取組

1. 多層化取引に係る取引適正化に関する取組 (6項目)
2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組 (7項目)
3. 生産性向上 (付加価値向上) に関する取組 (4項目)
4. 自然現象による災害等への対応に関する取組 (2項目)

トラック運送業における 適正取引確保に向けた ガイドラインの遵守

- ◎ トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
- ◎ トラック運送業における書面化推進ガイドライン
- ◎ トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
- ◎ 安全運行パートナーシップ・ガイドライン 他

トラック運送事業者のIT化及び情報セキュリティ

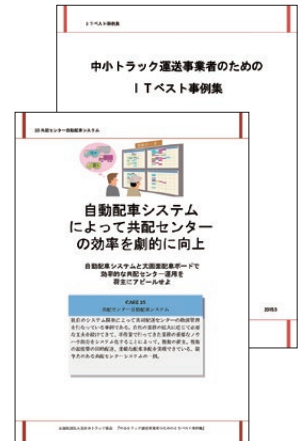
全日本トラック協会では、トラック運送事業者におけるIT化推進のため、「IT活用セミナー」を開催するとともに「中小トラック運送事業者のためのITベスト事例集」や事例動画を作成し、全ト協ホームページで公開しています。

「ITで何ができるのか分からない」といった初歩のレベルから、「運行管理をシステム化したい」「荷主と情報を共有し、業務効率化を図りたい」「物流センターをITで管理したい」といった高度なITの活用まで、具体的な事例を交えた対応策が例示されているほか、IT化のための国やトラック協会などによる支援策も示されています。

また、情報セキュリティ対策として、IT化による情報漏洩の危険性や個人情報保護法にかかる対応策を推進しています。



情報化推進(IT活用・導入支援及び情報セキュリティ)ホームページ



ITベスト事例集は最新機器の導入例を定期的に更新している

■トラック運送事業者のためのIT導入支援施策(概要)

機器・システム・事業	事業主体	内容
ドライブレコーダ	地ト協	ドライブレコーダ普及促進を図るため、簡易型、標準型、運行管理連携型、スマートフォン活用型の4タイプの機器導入について助成
	国土交通省	映像記録型ドライブレコーダ(車載器、事務所用機器)導入について助成
後方・側方視野確認支援装置	全ト協・地ト協	後退時の後方・側方視野が確保できること等の条件を満たす機能を有する装置導入について助成
アルコールインターロック	全ト協・地ト協	国土交通省の技術指針に適合する呼気吹込み式アルコールインターロック(エンジン始動不可装置)導入について助成
アルコール検知器	全ト協・地ト協	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼用携帯型アルコール検知器導入について助成(Gマーク事業所のみ)
アイドリングストップ支援機器	全ト協・地ト協	アイドリングストップ支援のため、休憩、荷待中に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器(エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置)導入について助成
中小企業大学校IT関連講座受講	全ト協・地ト協	全国9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEB校の中小企業大学校講座(IT関係)を受講した場合に助成
デジタル式運行記録計	国土交通省	デジタル式運行記録計(車載器、事務所用機器)導入について補助
IT点呼機器	国土交通省	ITを活用した遠隔地における点呼機器導入について補助
疲労状態測定機器	国土交通省	運行中における運転者の疲労状態を測定する機器導入について補助
睡眠状態測定機器	国土交通省	休息期間中における運転者の睡眠状態を測定する機器導入について補助
運行管理機器	国土交通省	運行中の運行管理機器導入について補助
IT機器・システム	経済産業省、中小企業庁	中小トラック運送事業者等における車両管理システムなどのソフトウェア費、導入関連費等について補助
税制措置 (中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制)	中小企業庁、国税庁	ソフトウェア等導入の際の税制措置
労務管理用ソフト・機器 (職場意識改善助成金)	厚生労働省	労務管理用ソフト、機器等の導入・更新、デジタルタコグラフの導入・更新等について助成
IT研修	商工会、商工会議所等	IT研修、パソコン導入サポート等の相談・支援

資料：全日本トラック協会

求荷求車情報ネットワーク「WebKIT」の普及拡大

トラック運送業界では、車両の積載率および運行効率の向上に向け、帰り荷の確保などさまざまな取り組みを実施しています。

なかでも、日本貨物運送協同組合連合会が運営する「WebKIT 2」は、会員数の規模や情報登録件数の多さによって、業界最大規模の求荷求車情報ネットワークシステム※の1つとなっており、輸送需要の繁閑格差や地域格差等の解消に効果を発揮しています。また、令和元年5月からは、スマートフォン専用アプリの提供やマッピング地図からの検索、さらにSNS（LINE）との連携機能や画像データの活用など、最新のIT技

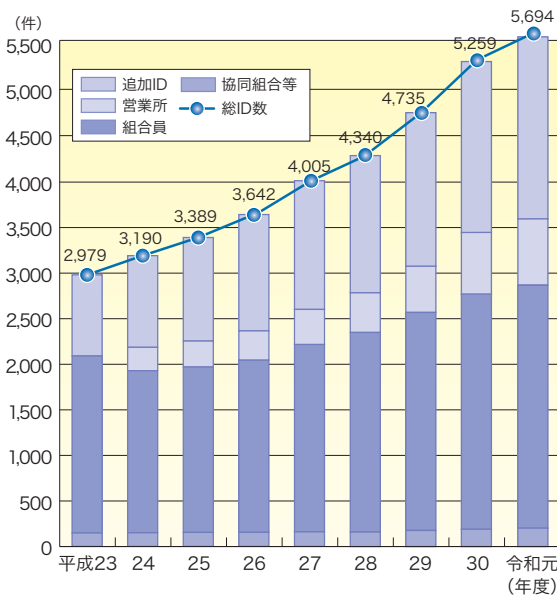
術を活用するシステムに進化しました。こうした高い利便性が評価され、情報登録件数も大幅に増加し、令和2年3月末時点での加入者数は183組合、ID数は5,694となっています。

なお、平成25年11月からは、トラック運送事業者及び荷主企業等の経営の安定に寄与するため、「WebKIT」の成約運賃をもとに概括的に指数化した「成約運賃指数」を公表しています。

※用語解説

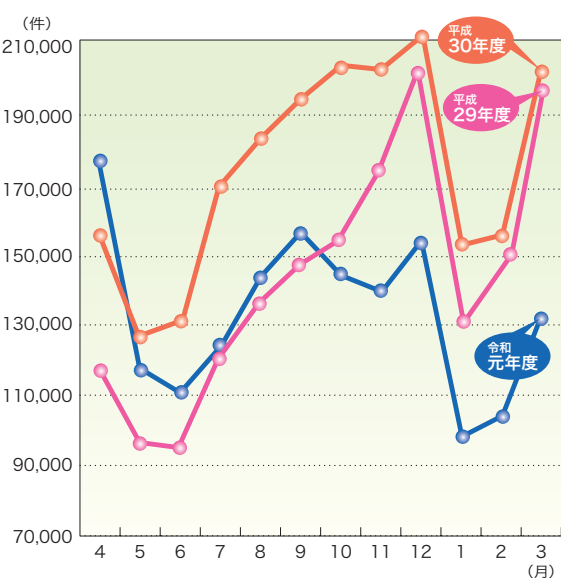
求荷求車情報ネットワークシステム＝「車はあるが貨物がない」、「貨物があるので車を回して」という情報を相互に交換し、うまくマッチングすることで配車業務の合理化と輸送効率向上を図るシステム。

WebKITの加入状況



資料：日本貨物運送協同組合連合会

荷物(求車)情報登録件数の推移



資料：日本貨物運送協同組合連合会



「動画でわかるWebKIT2」



WebKITを解説するパンフレット



令和元年5月に全面改定したWebKIT2

このほかにも、例年3～4月の引越繁忙期対策として、国交省と連携して「分散引越」を呼びかけるチラシを配布するなど、トラブルになりにくい環境整備を推進しています。

要望・陳情活動

業界の課題克服に向けて要望活動

トラック運送業界を取り巻く諸課題の克服に対応し、トラック運送業界が健全に発展していくため、事業者団体であるトラック協会の重要な役割の1つとして、要望・陳情活動があります。

税制改正・予算、高速道路通行料金、規制改革、燃料価格対策、新型コロナウイルスに係る諸対策など事業者の必要とするあらゆる分野を対象に、要望・陳情活動を展開しています。

全日本トラック協会および都道府県トラック協会では、自由民主党、公明党の両党の国会議員と全国のトラック協会の幹部が一堂に会して、トラック運送業界の生の声を届ける「トラック業界の要望を実現する会」の開催や、自民党トラック輸送振興議員連盟、公明党トラック議員懇話会における要望など、積極的に要望活動を展開しています。



坂本克己会長が麻生太郎副総理・財務大臣に対して税制改正・予算に関する要望を行った



「トラック業界の要望を実現する会」を開催し、自由民主党、公明党の国会議員に、トラック運送業界の生の声を届けている



坂本克己会長をはじめ、自動車関係3団体のトップが岸田文雄自民党政務調査会長を訪問



自由民主党トラック輸送振興議員連盟や公明党トラック議員懇話会への要望活動も活発に行っている

国際交流の拡大

世界各国の物流関係者と交流

世界各国の道路輸送169団体で構成するIRU※(国際道路輸送連盟)の第29回世界大会が平成16年4月、横浜市で開催されました。アジアでは初めての開催で「明日の輸送とテクノロジー」をテーマに各国の代表約1,500人が話し合い、「IRU横浜宣言」を採択しました。

平成24年4月にスイス・ジュネーブで開かれたIRU総会では、全ト協が東日本大震災の被災地に対し緊急物資輸送を行った状況などを報告し、各国から多くの賞賛の声が寄せられました。このプレゼンテーションは、IRUの表彰のなかでも最高位にランクされる「IRU

グランプリ賞」を受賞しました。

その他、全日本トラック協会では、欧米やアジアなどの諸外国から多くの物流関係者の訪問を受け入れ懇談会を開催するなど、国際交流を積極的に推進しています。

※用語解説

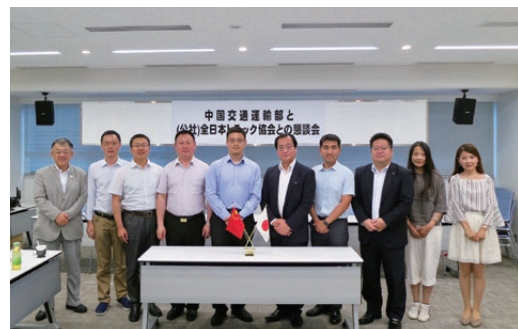
IRU=International Road Transport Union。トラック輸送事業のほか、旅客輸送も含めた道路輸送事業発展の促進を目的に1948年、ジュネーブに設立された。道路輸送を代表する唯一の国際機関として、国連経済社会理事会の諮問機関に指定されている。



平成24年4月26日に、スイス・ジュネーブで開催されたIRU総会・貨物輸送分科会で、全国のトラック協会の震災への取り組みについてプレゼンテーションし、「IRUグランプリ賞」を受章した



秋篠宮殿下をお迎えして開催された、IRU 世界大会の開会式。
3日間の大会期間を通じて活発な議論が展開された



中国交通運輸部との懇談会

広報活動の展開

トラック運送事業への理解促進に向けて

全日本トラック協会では、トラック運送事業の役割と重要性について一般市民の理解促進を図るため、全国紙等における業界PRや意見広告の掲載、テレビCM素材の制作と都道府県トラック協会への配布、業界PR動画の制作、提供ラジオ番組『全日本トラック協会Presents ドライバーズ・リクエスト』（TBSラジオ系列）での情報発信等を行っているほか、雑誌、都心部街頭大型ビジョン、ホームページ（HP）などの多彩なメディアを活用した広報事業を展開しています。

その一環として、平成4年度から10月9日を「トラックの日」と定め、トラック輸送の役割を広くPRするため、毎年全国各地のトラック協会などが主催してさ

まざまなイベントを開催しています。こうしたイベントは、各地の人たちと触れあうものも多く、幅広い世代へ向けた周知に努めています。

一方で、業界内部向けには、トラック運送事業経営に有益な情報等を提供するほか、関係行政機関等にも業界の活動をPRする機関紙『広報とらっく』を定期的に発行（月2回）しており、令和2年3月には2,150号を超えました。

さらに、トラック輸送産業の発展とともに業界への関心が高まるなか、新聞・テレビ等の一般メディアでの報道機会も増えており、報道機関等への積極的な情報提供も行っています。

地域の人たちと触れあう「トラックの日」

全国統一標語「トラックは生活と経済のライフライン」（令和元年度）



トラック協会の事業活動を紹介するメディア群



「トラックの日」をPRするポスター

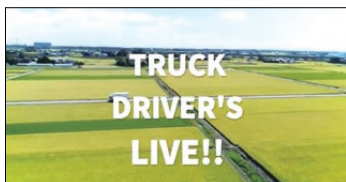


トラック輸送の役割や現状を平易に解説した子ども向け冊子

トラック輸送産業がテーマの全国共通テレビCM



トラック運送業界の取り組みを紹介したDVD



職業としてのトラック運送業界を紹介したDVD

日本のトラック輸送産業現状と課題 2019



機関紙『広報とらつく』の定期発行



全日本トラック協会ホームページ



全日本トラック協会提供ラジオ番組『全日本トラック協会 Presents ドライバーズ・リクエスト』（TBSラジオ系列 33局ネット）で新年のあいさつを収録する坂本会長



動画サイト“YouTube”に全ト協公式チャンネルを開設し、フラッシュアニメや就業希望者向けPRビデオを掲載するなど、多様な手法で広報活動を展開している

HPでは、フラッシュアニメ「もしもトラックが止まったら」シリーズや、トラックの構造や種類を解説した「トラック早分かり」を掲載して、トラック輸送の役割を分かりやすく伝える工夫を凝らしている

公益社団法人全日本トラック協会の概要

トラックはドアツードアの利便性と機動力により、国内輸送の9割を担っています。特に、事業用のトラックは、企業の生産活動に係る諸資材から国民の生活資材まで幅広く輸送し、経済とくらしを支えるライフラインとして、国内物流の基幹的役割を果たしています。このようなトラック輸送を支えるのが、約6万2千者のトラック運送事業者とその構成によるトラック運送業界です。

しかしその一方で、輸送需要の伸び悩みと運賃水準の低下、若年労働者の不足など、トラック運送業界を取り巻く経営環境は厳しく、課題が山積しているのが現状です。

こうした諸課題克服に向けて積極的に対策を推進し、業界の健全な発展とともに社会に貢献し、社会と共生できる事業を育成していくことが、事業者団体で

あるトラック協会の重要な役割であり、使命でもあります。

都道府県ごとにトラック協会が組織され、その中央団体が「公益社団法人全日本トラック協会」です。その事業の主な目的は、

- ① 貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによる事業の健全な発展の促進
- ② 公共の福祉に寄与するための事業の実施
- ③ 事業者の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることです。

常に「安全で安心な輸送サービス」を提供し続けるため、会員事業者が必要とするあらゆる分野を事業対象に、よりよい輸送・経営環境づくりを目指しています。

◆創立年月日 昭和23年2月17日

◆会 員 404名 普通会員：355名 賛助会員：49名 (令和2年3月5日現在)

◆事業

- ① 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- ② 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- ③ 貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
- ④ 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
- ⑤ 貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業

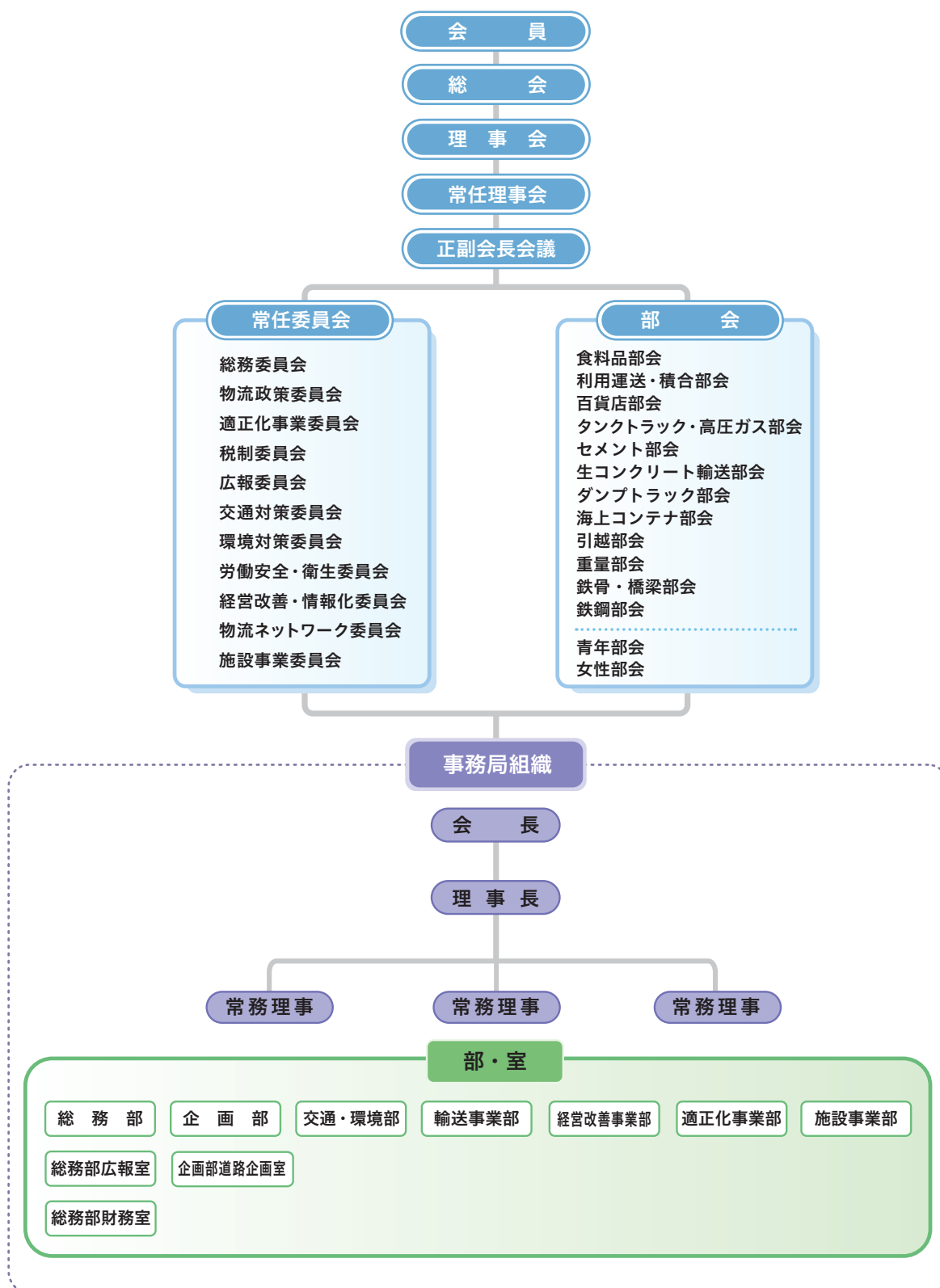
- ⑥ 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙
- ⑦ 全国的規模において実施する共同利用施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
- ⑧ 事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
- ⑨ 前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
- ⑩ 会員相互の連絡協調を図る施策
- ⑪ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

全ト協のあゆみ

- 昭和23年2月
- 昭和29年7月
- 昭和33年5月
- 昭和44年8月
- 昭和44年10月
- 昭和56年4月
- 平成2年12月
- 平成3年3月
- 平成7年7月
- 平成8年9月
- 平成10年2月
- 平成13年4月
- 平成16年4月
- 平成20年8月
- 平成23年8月
- 平成24年4月
- 平成26年7月
- 平成26年8月
- 平成30年2月
- 平成30年4月

日本トラック協会が発足
社団法人として新発足
IRU(国際道路輸送連盟)に加盟
社団法人日本トラック協会、全国陸運貨物協会、全国貨物運送事業組合連合会が一本化、新団体「社団法人全日本トラック協会」が発足
第1回全国トラックドライバー・コンテストを実施
財団法人貨物自動車運送事業振興センター設立
物流二法(貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法)施行
運行管理者試験業務の指定試験機関として、運輸大臣(当時)の指定を受ける
貨物自動車運送適正化事業の全国実施機関として、運輸大臣(当時)の指定を受ける
第1回運行管理者試験(国家試験)実施
新宿エルタワー19階に移転
第1回全国トラック運送事業者大会を開催
協会創立50周年
財団法人運行管理者試験センターに運行管理者試験(国家試験)業務を移管
IRU第29回世界大会を横浜市で開催
業界史上初の「燃料価格高騰による経営危機突破全国一斉行動」を展開
「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立
公益社団法人へ移行
全日本トラック総合会館(全日本トラック防災・研修センター)竣工
災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣より「指定公共機関」に指定される
協会創立70周年
公益財団法人貨物自動車運送事業振興センターを吸収合併

組織と機構



都道府県トラック協会一覧

協 会 名	郵便番号	所 在 地	電 話	ファックス
(公社)北海道トラック協会	〒064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-531-2215	011-521-5810
(公社)青森県トラック協会	〒030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
(公社)岩手県トラック協会	〒020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
(公社)宮城県トラック協会	〒984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
(公社)秋田県トラック協会	〒011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
(公社)山形県トラック協会	〒994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6135	023-616-6138
(公社)福島県トラック協会	〒960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
(一社)茨城県トラック協会	〒310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-6363	029-243-5936
(一社)栃木県トラック協会	〒321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515	028-658-6929
(一社)群馬県トラック協会	〒379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
(一社)埼玉県トラック協会	〒330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771	048-644-8080
(一社)千葉県トラック協会	〒261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131	043-246-7372
(一社)東京都トラック協会	〒160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-6251	03-3359-4695
(一社)神奈川県トラック協会	〒222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5511	045-471-9055
(一社)山梨県トラック協会	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
(公社)新潟県トラック協会	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
(公社)長野県トラック協会	〒381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
(一社)富山県トラック協会	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
(一社)石川県トラック協会	〒920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2511	076-239-2287
(一社)福井県トラック協会	〒918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
(一社)岐阜県トラック協会	〒501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
(一社)静岡県トラック協会	〒422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910	054-283-1917
(一社)愛知県トラック協会	〒467-8555	名古屋市瑞穂区新開町12-6	052-871-1921	052-882-1685
(一社)三重県トラック協会	〒514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
(一社)滋賀県トラック協会	〒524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
(一社)京都府トラック協会	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
(一社)大阪府トラック協会	〒536-0014	大阪市城東区鳴野西2-11-2	06-6965-4000	06-6965-4019
(一社)兵庫県トラック協会	〒657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
(公社)奈良県トラック協会	〒639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-23-1212
(公社)和歌山県トラック協会	〒640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
(一社)鳥取県トラック協会	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
(公社)島根県トラック協会	〒690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
(一社)岡山県トラック協会	〒700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
(公社)広島県トラック協会	〒732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1501	082-261-2496
(一社)山口県トラック協会	〒753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
(一社)徳島県トラック協会	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
(一社)香川県トラック協会	〒760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
(一社)愛媛県トラック協会	〒791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
(一社)高知県トラック協会	〒781-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
(公社)福岡県トラック協会	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7878	092-472-6439
(公社)佐賀県トラック協会	〒849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
(公社)熊本県トラック協会	〒862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
(公社)大分県トラック協会	〒870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
(一社)宮崎県トラック協会	〒880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
(公社)鹿児島県トラック協会	〒891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-261-1169
(公社)沖縄県トラック協会	〒900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

日本のトラック輸送産業 現状と課題 2020

令和2(2020)年版 令和2年3月発行



〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館

TEL: 03-3354-1009 (代表) <http://www.jta.or.jp>